

御対応いただきたいというふうに思います。が、いかがでしょうか。

○佐藤委員長 理事会で協議をさせていただいて、お願ひしたいと思います。

○武正委員 三分の二が新勘定ということで、これからはそうした金利変動に対応ということの理由にされました。が、こういう意見があるわけですね、地方公共団体が高い金利でも必死になつてそれを手当してきました。だからやはりこれは当然機構が全額承継をすべきである。そういう論拠にもし立てば、どちらかというとやはり旧勘定の方に多く手厚くすべきだったのではないのかな、なぜ三分の二が新勘定なのかなというところはどういうふうに言われるんですが、よくよく考えれば、それは地方の市民、県民が納税をしてい

○武正委員 地方公共団体は、おれたちが出しました。だから、ここはやはり間違えちゃいけないというふうに思います。この後、またその辺についても指摘をさせていただきたいというふうに思います。

○武正委員 地方公共団体は、おれたちが出しました。だから、ここはやはり間違えちゃいけないというふうに思います。この後、またその辺についても指摘をさせていただきたいというふうに思います。

そこで、今回の提案理由説明で、いわゆる行革法に基づいて機構を廃止する、地方公共団体の資本市場からの資金調達を補完するため、新機構を設立すると。これは理由説明で述べられておりま

すが、いわゆるこの政府系金融機関の今回の見直し、百兆円近くのそうした政府系金融機関の融資を削減するんだ。その中に二十五兆円の旧公庫も含まれている。ただ、新しい地方共同法人に衣がえなので、結局は看板のかけかえじゃないのか。これは同僚委員からも指摘があつたわけでござります。

そこで、民業補完が原則の地方共同法人、いわゆる民営化の五類型の一つと政府が仕分けをしておりますが、その納税義務は現公庫と比べて変化

はあるのかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○菅国務大臣 機構は、相対的に財政力の弱い市町村を中心として、自己調達に限界がある長期さ

らに低利の安定的な資金を供給するために、地方公共団体が共同して設立するものであります。こ

のため、現公庫や地方公共団体と同等の公共性を有しているものだろう。そういう中で、課税上の取り扱いについては現公庫と同じく公共法人等に位置づけられ、現公庫に講じられているものと同様、法人税等の非課税措置を講じることとしたところであります。

○武正委員 官から民へといながら、また民営化の五類型の一つといながら、納税義務は現公庫を引き継ぐといったところ、これもやはり何のための政府系金融機関の見直しなのかと指摘をせざるを得ないわけでございます。

そこで、ちょっと観点をかえて、既に報道され

ております件を取り上げたいと思うんです。

政府が二〇〇三年度以降、いわゆる独法五十四を四十九に移行する過程で、総額十二兆円の繰越

欠損金などを政府出資金で穴埋めしていたことがわかった。新法人に移行する際、過去の損失を民間企業の資本金に当たる政府出資金で相殺、減資をした。こういったことが報じられています。

そこで、ちょっと観点をかえて、既に報道され

ております件を取り上げたいと思うんです。

政府が二〇〇三年度以降、いわゆる独法五十四を四十九に移行する過程で、総額十二兆円の繰越

欠損金などを政府出資金で穴埋めしていたことがわかった。新法人に移行する際、過去の損失を民

間企業の資本金に当たる政府出資金で相殺、減資をした。こういったことが報じられています。

そこで、ちょっと観点をかえて、既に報道され

ております件を取り上げたいと思うんです。

○武正委員 簿価から時価への評価がえ、これもあわせて減資をしているわけなんですね。そうした繰越欠損金も政府出資金で減資をするという、

いふことにせよ、今後それぞの独立行政法人に

おいては、効率的な業務運営に努めるとともに、

財務諸表の適切な開示によって透明性を確保して

いくことが極めて大事であるというふうに考えて

います。

○武正委員 簿価から時価への評価がえ、これも

あわせて減資をしているわけなんですね。そうした繰越欠損金も政府出資金で減資をするという、

融資を受けることが考えられるのかどうか、あるいは新機構が融資を受ける可能性、あるいは新機構が発行する財投機関債をゆうちよ銀行

が保有をして、全額民間に株を放出するのはいつなんでしょうかということもあって、かなり政府の関与が強い中での民営化がスタートするわけ

これは日本経済新聞が五月二日に、独自に算出をして、地方公営企業のうち少なくとも七十二事業が二〇〇五年度末で実質債務超過に陥つていた

営改革と経営基盤の強化に取り組んで、経営の健全化に努めていきたいというふうに考えております。

やかんば生命が引き受ける可能性があるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

すから、そうした、あくまでも自主的に民間企業の判断というふうな形で突き放すことがいかがな

ことがわかつたと報じられております。政府の分析では債務超過十七なんですがれども、地方公営企業の負担は年々増加の一途を辿り、これが債務超過の原因の一因であることは明白です。

○武正委員 十七が七十二である、この報道について、御認識はいかがでしょうか。

○菅国務大臣　日本郵政公社は、本年の十月一日に民営化した時点で、一般的な民間の金融機関としての地位が付与されるわけであります。地方公團共団体に対する融資についても、民間金融機関と同様に可能になります。

○菅国務大臣　三、四年以内に完全上場をすると
　　ものかと思つんですが、いかがでしようか。
　　いう方向で今詰めでおりますので、ですから、そ
　　ういう過程の中で、私は、当然経営者による判断
　　が行われるだらうと考えてゐます。

企業年鑑で調べますと、設備の建設のための借入金は、地方公営企業では借入資本金と呼んで資本の部に含める独特の会計処理をしておりますが、借入金には変わりないということで、それを資本合計から除いて独自に算出しますと七十二事業が借

○**菅国務大臣** 今の委員の指摘の方法で行うならば、七十事業というのはそのとおりだということを認めさせていただきます。

その上で、個別の地方公共団体に対して個別の融資をするかどうかというのは、ゆうちょ銀行とか、あるいは郵便保険会社それが経営判断をするものと考えております。

また、新機構の資金調達は、基本的には債券発行を基本とするものでありますから、郵便貯金銀行や郵便保険会社にかかるわらず、金融機関からの融資による資金調達は想定しておりませんけれども、新機構が発行する債券については、それぞれの経営判断によって適切な判断がされるものと考えております。

○武正委員 預かり限度額一千円の撤廃とか、今四年を前倒しで三年とか、非常に威勢がいいんです。が、非常に民業圧迫の危惧も強まってまいりました中で、いや、上場すればいいのかどうかと、上場したって株式は政府が保有しているわけですから、やはり政府の関与というのには相変わらずあるわけなんです。

そのときに、資金がまた新機構の債券を引き受け、あるいはそうした可能性があるとすれば、結局、郵政民営化、財投改革は見せかけだつたんじゃないのか、こういうふうに指摘をされると思う

務超過に当たっている、こういうことが報じられたわけなんですね。

今回の新しい機構は、当然、貸出先を絞つて、公営企業の新機構からの融資を縮減していく、こういう制度設計と胸を張りますが、現公庫がこの五年間、二〇〇七年度までに二九%貸出融資を削減したことと比較しますと、年間三%ですから、五年間でいうと一五%、一四%、つまり今の公庫の削減ベースよりも半分になってしまい、こういうことも今回の法案の問題点として指摘されているわけなんですね。

はりこれも合わせなきやいけないというふうに思
うんですね。まして地方公営企業改革をやるとい
う政府であれば、これが当然必要だと思いますの
で、お願ひをしたいというふうに思います。

また、この地方公営企業改革、また第三セクタ
ーの改革を含めて、このときに、先ほど、独法化
で使つた十二兆円の欠損穴埋め金、政府出資金で
減殺、こういうことをまたやつてしまつて、結局ま
た地方でも同じようなモラルハザードといふ
か、責任の所在も明らかにならないまま行われて
しまうと思うんですが、公営企業改革において、

○武正委員 新しい銀行あるいはかんぽ生命が考
えることだ、ただ可能性はあるという御示唆があ
りましたし、また、そうであれば、郵政民営化あ
るいは財投改革、いわゆる出口論がまだ見えない
中で、郵貯簡保資金が自治体、あるいは今回の
公営企業金融公庫が生まれ変わった新機構に債券
の引き受けのような形で流れいくとすると、一
体何のための郵政民営化だったのか、そして、財
投改革の出口というのは結局前と変わらないとい
うじゃないのか、こういうふうに指摘がされるよ
うですが、この指摘についてはどのように考
えますか。

○菅国務大臣 そのような方向にならないよううんですが、この点はいかがでしようか。

これは当然努力することありますし、十年間で完全売却する方向になつていますから、それは確かに経緯というのはあるかと思いますけれども、基本的にはまさに民営化、経営者の判断、そこが極めて大きくなつてくるだろうと考えています。

○武正委員 郵政民営化は、あくまで財投改革のために行つたはずなんですね。でも、財投改革の出口が見えないまま、郵政民営化だけが自己目的化しているんじゃないのか。しかも、十年以内に完全売却だといいますけれども、それだけ、市場

一方、地方公営企業自体の問題点、これについては、政府として方向性をしつかり出しているのかどうか。出しているとすれば、それを明示していただきたいと思いますし、実質債務超過が、政府が言つてはいる十七ではなくて七十二である、この指摘についての御見解を伺いたいと思います。

○菅国務大臣 地方公営企業の経営については、平成十七年に地方公共団体に通知をした新地方行政指針において、民間への事業譲渡についての検討、民間的経営手法の導入、中期経営計画の策定、経営評価あるいは情報開示、給与、定員の適正化など留意しながら経営の総点検を行い、さら

やはり、そうした累損などをしつかりと明らかにしていくとして、責任の所在をきちっと明らかにしていくということが必要だと思います。

先ほどの公営企業金融公庫全体の会計原則の見直し等を含めて、大臣の御認識をお答えいただきたいと思います。

○**菅国務大臣** 今後は、それぞれの会社が經營判断として行うものであつて、私は從来とは全く違
うような体系になつてくるだらうと思つています。
○**武正委員** ただ、今の制度設計では、政府保証
などもあわせて、あるいは、もちろん株式も政府保
証として行うものであつて、私は從来とは全く違
うような体系になつてくるだらうと思つていま
す。

からお金を調達することが目的になつてしまつて、そして民業圧迫を引き起こしていくということであれば、では財投改革は一体どこに行つてしまつたのかということだというふうに言わざるを得ないのでござります。

さらなる経営の健全化に積極的に取り組むことである、こうすることを実は要請いたします。さらに、本年においても、平成十九年度の財政改革等によつて、地方公営企業の経営改革に積極的に取り組むよう求められております。

○武正委員 以前、行政訴訟法ですか、市長、知事、首長の訴訟を二段階でということで、民主党はそれに対して、やはり責任の所在が不明確になりますということで反対をいたしました、国会をまたいで成立をした経緯もございます。やはり、公営

企業あるいは第三セクター、そして独法、すべからく企業会計原則できちつと説明責任を国民に対して果たしていくということをお願いして、質問を終わさせていただきます。

○佐藤委員長

○後藤(斎)委員 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 先週に引き続いて質問させていただきます、民主党の後藤でございます。

きょうは金融庁にも来ていただきております。

大臣、先週来この新機構法の議論をこの委員会でさせていただいていますが、幾つかやはり、納得というか、すとんと落ちない点があるんですね。政令にいろいろな部分でやだねているものも多いですし、また、これからの方共同法人としての新機構が、今と同じような形で地方自治体の長期かつ低利という融資が受けられるというものに本当に資するかどうかということを考えると、なぜ今というような感じもしながら、ちょっとと金融庁に二点だけ、冒頭簡単に、事実関係も含めてお尋ねをしたいと思います。

よく金融機関というふうな部分で、これは民間とそうでない政府系というのがあるというのによくわかつていますが、通常の金融機関という性格は、お金を余っているところから集めて足りないところに融通する、融資するというのが基本的な形だと思ふんですが、金融庁の認識としては、金融機関という定義をどんな形でされているのか、まず冒頭ちょっと、簡潔で結構ですからお尋ねをしたいと思います。

○畠中政府参考人 お答えを申し上げます。

金融機関の定義、これは預金保険法でございますとか偽造キヤッショカード防止法ですか、多々法令がございまして、法令によってそれぞれ定義が異なつていてる部分がございます。

ただ、通常、一般的には、金融機関と申します場合には、預金取扱金融機関ということで、一般大衆から預金を受け入れてそれを運用していく、こういうものを指すというふうに認識をしており

なった金融機関には当たるんでしょうか。

○畠中政府参考人 ただいま御指摘の地方公営企

業等金融機関は、預金を受け入れて業務を行う、

そういう団体ではないというふうに承知しておりますので、先ほど申し上げました定義からします

と、金融機関には当たらないということござい

ます。

○後藤(斎)委員 金融機関に当たらないというこ

とは以前の委員会で総務省からもお答えをいたしましたが、国の関与、特に金融庁の関与として

は、検査監督はしないという対象になるというこ

とでよろしいんでしょうか。

○畠中政府参考人 通常、私どもが金融機関を検

査監督いたします場合、その目的でござります

が、これは、その主体が預金を受け入れていると

いうことに着目をしております。逆に申します

と、預金者を保護し信用秩序を維持するというこ

とで、その点にかんがみて金融庁の監督検査をさ

せていただいているということでござりますの

で、御指摘の地方公営企業等金融機関は、先ほど

申し上げましたように預金の受け入れという機能

がございませんので、私どもが所管をするという

ことにはなつておらないと承知しております。

○後藤(斎)委員 大臣、先ほど武正委員の質疑の

中でもお答えをいただきましたが、要するに、今回

の新機構は現行公庫と同様に法人税の納付義務

はないというお答えを先ほどいただきました。こ

れは今でも金融機関ではないという前提の中での

もう一度、この新機構はなぜ税金を払わない対象

になりますのかということをちょっと簡潔にお答えい

ただけますか。

○菅国務大臣 先ほども武正委員に申し上げまし

たけれども、機構は、相対的に財政力の弱い市町村を中心に、自己調達に限界がある長期、低利の

安定的な資金を供給するために地方公共団体が共同で出資をする、そのため現公庫や地方公共団体と同等の公共性を有しているものだ、そういう

観点から、課税上の取り扱いについては現公庫と

同じく公共法人等に位置づけられるだろう、そう考へているところであります。

○後藤(斎)委員 大臣、きのうもいろいろな形で新機構法の入り口の部分の、定款であるとか、この法律ももちろんそんなんですが、最後の本当に

ちょっと問題だなということに関しての部分を残して、地方共同法人として代表者会議を中心運営をしろということで、あとはどうぞと投げてお

く、丸投げと言うと大失礼な言い方かもしれないが、せんが、地方自治体の自主的な判断に任せながらやる。

ただ、前回も指摘をさせていただいたように、

さつきの行政改革推進法も含めて、いろいろな形で新しい政府系金融機関が民営化をされたり、ま

た今回、この新機構のように、運営主体が変わりながら、ただ枠組みは残すといふことで、内容的には現行のままにするから心配ないよといいながら、こうやつて非常にわかりにくいところが多くあるんです。

特に、前回も指摘をさせていただいたんです

が、いわゆる管理勘定という現在の公庫が持つて

いる資金、今二十四兆円ほど残がござりますけれ

ども、これをどういうふうに縮減していくのか。

当然、一十八年債とか二十年債とかいろいろな部分があつて、平成四十七年にはゼロになるという

資料を、きのう夜遅くまで対応していただき、

出していただきました。これは償還額ですから、

これは決算額だというふうに思ふんですけどね。逆

に言えば、四十七年までこの機構が本当に現行の

までいくのかどうかというのも、大臣、以前ほ

までの話で、大臣は地方分権担当大臣とし

かの委員のお話で、大臣は地方分権担当大臣とし

ても、道州制の議論は直接関与していないけれど

も、内閣府の方でなさつてある。いろいろな枠組みの中で、これから地方分権というか地方自治のあり方が、今の部分よりも少し分権型を推進す

るというものが大臣のもちろんお考えですし、私どももそう思っています。

○後藤(斎)委員 十年後というの一つの区切り

が確実に減少していくことは、これは一〇〇%事実なんでしょうか。これが仮に、減少できません、計画どおり削減できないということはあります。

○菅国務大臣 管理勘定というのは、現公庫が保有する債権債務を承継して、貸付債権の管理、回収などの業務を行う、そういう勘定になつております。このため、貸付債権の回収が進むにつれて、このたびは、現公庫においては最も

だらうというふうに考えております。今委員から指摘がありましたように、現公庫においては最も長いもので二十八年でありますから、管理勘定は

最長で二十八年間、今言われました四十七年です

か、そういう形になるわけでありますので、それ

て管轄勘定の規模というものは徐々に縮小していく

だらうというふうに考えております。今委員から指摘がありましたように、現公庫においては最も

長いもので二十八年でありますから、管理勘定は

最長で二十八年間、今言われました四十七年ま

で、そういう形になるわけでありますので、それ

は当然、今の計画であれば返し切れるというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 逆に言えれば、大臣、これは回収が終了するまでの間といふうに書かれて、ほか

のところには明示の規定が附則で書いてある法律案もあるんですけれども、これは平成四十七年ま

でと、いう明示はできなかつたんでしようか。

○岡本政府参考人 機構の管理勘定につきましては、公庫が保有する債権を回収、管理するという役目を担つておるわけでござります。したがいま

るに、公庫が保有する債権を回収、管理するという役目を担つておるわけでござります。したがいま

た観点からお話をさせていただきます。

今の現行公庫は、ある格付機関の格付だとトリップルAになっています。一番本当に信用度が高いという、これは簡単に言えば、取りつぱぐれがないといふことも含めて対応なさっているようなんですね。

地方公営企業等金融機構、この新しい機構について見解というのが三月三十日に出されています。その中で、幾つか、これは大変重要な視点なんですが、閣議決定をするまでの間、いろいろ案にする際、信用力をどういうふうに見るかという視点の中で、これから大きな対応が二つ求められています。これは前回も指摘をさせてもらっています。

一つは、最終的に信用力を決定するためには、運営主体である地方自治体が実際に一体となつてこの組織を運営することができるか、そのための方針を見きわめる必要があるという点が一点。これは定款に具体的にどう書かれるかという点であります。これは前回も指摘をさせてもらいましたが、資金の出資割合、すべての自治体とは書いてありませんが、各自治体がコミットメントをどうするか。さらには三点目で、どのような人材でこの新機構が運営されるか。この三点を大変注目しているというふうなことになつています。

この関係からちよつとお話をさせていただきま

すと、大臣、この間はできるだけ全自治体が望ましいという趣旨の御発言をなさいましたが、全自治体になるかどうかというのは地方六団体のこれから意見集約にかかるつてお話をさせています。昨年の十月に六団体がまとめた骨子案という中には、既に全自治体出資という明確に規定があるんですが、大臣が、少なくとも御自身の意思となるんですが、大臣が、少なくとも御自身の意思として、やはり全部の自治体が出資することが必要だということは、改めてお尋ねをしますが、どんなお考えでしようか。

○菅国務大臣 私は、基本的には六団体を中心

これは考えるべきだというふうに思つております

て、多ければ多いほどいいだらうというふうには考えております。

○後藤(斎)委員 いや、大臣、ですから、先ほど、昨年の十月に六団体がまとめになつた骨子案では、少なくとも全自治体出資の新機構を設立するものがありますので、少なくとも大臣は、先ほど言つた入り口と出口の部分で、少なくとも中

は地方自治体の自主的な運営というのをこれからこの法律が通ればなさるんでしょうかけれども、今入り口の、現時点の大臣の意思といつものはきちっと発言をしていただき必要があると思うんであります。

私は、百六十六億をどう、人口で割るのか面積のほかは別としても、少なくとも、例えば人口で割つても、市町村千八百だけでも、大臣、一千万弱くらいの出資金額になりますから、これはやはり全自治体が出すべきだと私は思うんですけども、ぜひそういうふうにお答えをいただきたいと思うんです。

○菅国務大臣 今申し上げましたように、六団体を中心に、やはり多ければ多いほどいいと私は思いますが、それでも、しかし、すべてに私どもから強制すべきものではないのかなというふうに実は思つております。

○後藤(斎)委員 では、大臣、別の方にちよつと移りますけれども、もう一度戻ります。

大臣、せんじつてもお話をさせていただいたんですが、先ほども御指摘した新機構の人材というところで、少なくとも現在、役員が五名、職員が七十九名、うち総務省からの出向者が五十二、財務省から三、国交省から一という、現職の五十五名です。ですが、先ほども御指摘した新機構の人の職員の方も含めて、今公庫の運営がされていましたが、この要するにパラレルで、職員の方が平行移動をするのか、そうではなく、新たに公募も含めてやるのかという、やはりこれは

入り口の議論で大臣が定款を承認することになりますから、その意思というものはやはり、今大臣がお考えになつておられる部分をきちっと把握していただか必要があると思うんです。その点についてはいかがでしょうか。

○菅国務大臣 機構の人員のあり方については、今後、設立者であり出資者である地方サイドにおいて検討されるべきものであるというふうに、これはやはりそう思います。今後、機構は地方が主に運営する組織でありますから、そこで検討されていくんだろうと思います。しかしながら、機構が行う業務に関しては、金融やあるいは地方財政などの高度な知識が求められるものであることから、業務の円滑な実施のために、民間の金融実務経験者などを含めて幅広い人材を活用していたいきたい。私どもすれば、うまく円滑にスタートすればいいなというふうに思つてているところであります。

○後藤(斎)委員 大臣、すべてこれからできる新しい代表者会議も含めてお預けをするというのはわかるんですけれども、大臣、この法律の中にない、政府保証という保証の仕方、要するに政府の関与の仕方が、少なくともこの機構債券借りかえの際にはまだ認めているわけですね。政府保証があるかどうかというのが、少なくとも現行の公庫でいえば、トリップルAという最高の信用度を得ているこの公庫がこれからどうなるかという、少なくとも、この担保をつけたということは、大臣、政府という国の関与はあるわけじゃないですか。

だから、大臣が先ほども何度も、これで最後にしますけれども、少なくとも今、入り口の議論を、この制度設計全体をして、最後の監督権も少なくとも大臣はお持ちなわけです、ですから、その中身は自由にして当然結構なんですが、やはりその入り口の議論で、いや、もうこれから代表者会議を含めて検討させるから勘弁してくれといふ話ではなくて、これは、政府保証が実際、法律の体系の中にもまだ入つておることを考えます。

るときに、もう一度お尋ねをしますが、出向者の問題は、大臣、どういうふうにお考えになりますか。

○菅国務大臣 とにかく円滑にここが移行するところが一番私どもは関心のあるところであります。それで、もし必要であれば、それは私どもとすれば、要請にこたえたいということでありますけれども、それについても、新しい主体でやはり私は判断をすべきだというふうに考えております。

○後藤(斎)委員 でも、大臣、普通に考えれば、今まで仕事をしてきた方をそのまま使っていく方が、人材育成や研修とかいろいろなものを考えれば、それは短期的に見ればいいに決まつているんです。ただ、管理勘定も含めて、平成四十七年ですから、あと二十八年間少なくとも続いていくわけですね、その管理も含めて。だから、いろいろなもろもろを長期的に見るのか短期的に見るか、少なくとも大臣としての御意思をこの場で言つていただかないと、すべて代表者会議等における事項も、先ほども何人かの議員からも御指摘があつたように多いわけですね。であれば、これを本当にフレーム法みたいな形で、これから財政再建法とかいろいろな法律の、地方自治のいろいろなこれからの方を決めていく、そういうものにも影響をするとと思うんですが、大臣、もう一度お尋ねします。

人材ではなく出資については、全自治体が出資を、少なくとも応分の負担ということですべきだと私は思います。が、大臣、もう一度それについてお伺いします。

○菅国務大臣 先ほどと繰り返しになつてしまいますけれども、私は、地方六団体が設計をする中で、多ければ多いほどこれは確かにいいと思いますけれども、たゞ、強制はすべきものじゃないということの考え方であります。このことはぜひ御理解をいただきたいと思います。

○後藤(斎)委員 大臣、ちよつと全然違うお話をします。

大臣、先ほどの武正議員がパリでの発言ということでちょっと触れられました。これは、大臣がいわゆるふるさと納税というものを提唱され、私も実は同じような思いがあります。

ただ、専門家や、多分同僚議員の中にもいろいろな意見があるという大前提でお話をさせていただきますと、大臣はもちろん自由民主党ですし、私どもは民主党に所属をする議員としての活動とあつて、それに少しでもプラスになればということがあるんですが、それ以前に大臣、私は、総務大臣として確かに、地方消費税の部分の引き上げということも含めて、もちろん選挙というものが決算後押しをしたいと思いますし、このふるさと納税についても、私は、選挙云々ということがなければ、この制度設計というものがこれからどうあるべきか、本当に議論をすべきだというふうに思うんです。

思うんですが、大臣が何かパリに行つて、パリの豊かな田園風景を見ながら、横浜だけじゃなくてふるさとの秋田もいいなという思いでおっしゃられたかどうかは知りませんが、課題が多いといふことは前提条件として当然あって、でも、この時点では大臣がこのいわゆるふるさと納税について打ち上げられて、なおかつ一部の報道では、もう書かれているんですが、大臣、その点について、大臣の本旨というのはどのようなお考えなんでしょうか。

○菅国務大臣 私は、総務大臣になる以前から、やはり、私はたまたま秋田県出身ですけれども、自分が高校まで育ったところ、高校まで育つためにはそれなり、教育なり福祉なり、それは多くの地方自治体の出費のもとで育てられていました。全国、今東京に来ていらっしゃる方もたくさんそういう方がいらっしゃると思います。そして、総務大臣になつてからも、地方自治体の長と言われる皆さんから同じようなことを何回となく言われました。いよいよこれから税金を払つてもらうと

きには全部東京、都会に出でてしまう、そこについて何とか考えられないか、そういうことを言われました。また、私、そういう地方自治体の皆さんあるいはまた都会に実際に住んでいる人たちも、やはり自分が育ててもらつたふるさとに貢献をしたい、そういう方もたくさんいらっしゃる、そういう意見も聞きました。あるいは、自分の赴任地ですか、非常に思い出に残るところ、そういうところにも何とかしたい、いろいろな方からの意見を、何とかできないかなということを聞きまし

た。

そういうことの中では私どもはやはり、国全体を考えたときに、そうしたことを行つることを前

提に研究会というものを立ち上げる必要性があるというふうに私は思いました。また、このことにについては総理からも、全体として考へる中で検討するようとも言われておりましたので、私自身の、ある意味で率直な意見を申し上げたというこ

とであります。

○後藤(斎)委員 大臣、今までの税体系等含め

て、いろいろなそごといふか、クリアしなければ

いけない課題があるというのは当然のことなん

ですが、ぜひ大臣、七月の云々という日付ではなくて、やはりじつくり腰を据えて、将来に向けて、私は正しい発想だというふうには個人的には思ひます、拙速ではなく、税体系全体を見ながら私はぜひ議論を進めていきたいと思います。

大臣、最後なんです。いろいろな議論をこの新

機関についてさせていたいだけなんですが、こ

れからこの新機関というものが本当に、その信用度も今までのトリプルAのように依存できるかど

うかというのは、ある意味では、例えば今、財投

機関債も海外の方にも買つていただくような時代

にもう入るという、いろいろな今度民営化される

機関もいろいろ考へていています。あわ

せて、これは、公的な部分、先ほど金融庁の方か

らもお話があつたように、ある意味では、民間で

はなく公の部分が強いから、政府の関与も、少な

くとも金融庁の検査なんてもうないというお話

だつたんですが、やはり多様性をもつて考えなければ、本当にこの新機関というものが将来にわ

たつて存続するかどうかというのは、私は、この

信用度も含めて、若干クエスチョンマークがつく

んです。

なぜならば、ちょうど今の公庫ができるのは私

が生まれた昭和三十二年、ちょうど五十周年を迎

な形で、もちろん、受け皿というか、借り手であ

る地方自治体の役割とか規模というものは変わる

のかもしれませんけれども、やはり長期にわたつ

て安定的に推移をさせるというその一点というも

のが、先ほど武正議員からも話があつたように、

これから公営企業というものをどういうふうに考

えていくんだとか、地方債計画にはどんな形で位

置づけをするんだとか、地財計画の中にはどんな位

置づけにするのかとということを前提で、先週も議

論をさせていただきましたが、それを全体をバッ

ケージとして考えて、やはり私は末永く、地方自

治体が主体的に運営をするには、当然それは前提で

結構なんですが、この新機関というものを考へる

必要があると思うんです。

もう時間が来ましたけれども、簡潔で結構です

から、大臣の、私が今最後にお話をしたことに対

して御見解をせひお伺いしたいと思います。

○菅国務大臣 今後の後藤委員のことは、私も当然

だと、そのことは思つております。

○後藤(斎)委員 時間が来ましたので、以上で終

わります。ありがとうございました。

○吉井委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党的吉井英勝です。

私は、最初に、地方公営企業の一つである公立

病院の問題について、政府参考人に幾つか伺つて

おきたいと思います。

兵庫県但馬地域では、公立九病院のうち七病

院、約三百床の病床削減が進められ、三病院は診

療所に、二病院は病床を半減するということで、

地域医療を切り捨てるのかという怒りの声が地域

で広がっておりますが、実は、こうしたことは別

に今御紹介した兵庫県の但馬だけじゃなくて、全国各地域で公立病院の危機というものが今広がっています。そこで、最初に政府参考人に伺つておきますが、自治体病院の果たしている役割と同じように、どういうふうに考えているのか、伺います。

○岡本政府参考人 自治体病院の役割についてお尋ねでございます。

自治体病院は、当然、他の医療機関と同じよう

な役割を果たしている中で、その地域の公的な基

幹病院という位置づけを持っているというふうに

考えております。具体的には、小児医療、救急医

療など不採算部門であつても地域において必要な

機能を担うという役割、がんセンターなど県内の

高度な医療を担うという役割、また、僻地の医療

といふ意味での地域の医療というものを担つてい

る役割など、民間ではなかなか担うことが困難な

採算性確保の上で難しい医療という役割も民間と

あわせて担つてているというふうに考えておりま

す。

そういう意味で、近年、自治体病院というもの

の赤字が増加をしているということから、自治体

病院の経営が非常に厳しい状況になつてているとい

うふうに認識をしておりまして、また、抜本的な

経営改善の取り組みというのを私どもとしても各

自治体にお願いをしているところでございます。

○吉井委員 もともと病院がその地域で経営して

成り立てば、採算がとれば、民間の方はとつく

の昔に進出してやつてゐるわけですよ。しかし、

その地域では経営をするということはなかなか大

変だ、しかし、仮に採算性が悪くとも、地域住民

の生命、健康にとつては欠かせないものだという

こととか、それから必ずしも民間ではもうけに

つながらないからということとで進出しない高度専

門医療とか、そういう分野を引き受けってきたのが

国公立の病院であつたというふうに思うわけで

す。

それが今、例えば奈良県の町立大淀病院で昨年

八月に脳内出血を起こした産婦の方が十九病院た
らい回しされて、結局、奈良じゃなくて大阪の吹
田の国立循環器病センターでようやく出産された
のですが、子供は無事だつたけれどお母さんが
亡くなられるという大変不幸な事態が起きました。
しかし、こういう事態というのは今全国各地
で現実に広がつており、また懸念されている問題
でもあります。

小児科、産婦人科の医師不足の解消と、それか
ら自治体病院の機能・体制強化にどういう対策を
とつていくのかということ、この点についても政
府参考人に伺います。

○岡本政府参考人 現在、先ほど申し上げました

ように、自治体病院の経営確保というものは大きな
課題になつております。その中で特に、一定の地
域でありますとか、特定の診療科、今お話をござい
ましたような産科、小児科などにおきまして深刻
な医師不足の状況にあつて、医師確保の対策と
いつたものが喫緊の課題であるというふうに考
えております。

昨年八月、厚生労働省、文部科学省と私どもで

新医師確保総合対策というのを取りまとめまし
て、都道府県が行います医師確保対策に対します
一層の支援を重点的に推進しているところでござ
います。

特に、本年度からは、新たな措置をいたしまし
て、例えば、卒後一定期間地元の医療機関で医療

に従事することを条件とする、都道府県の奨学金
貸付事業に要する経費でございますとか、あるいは
現在の医師のいわば過重な労働といったもの
が一つの課題になつておりますので、開業医との
連携対策のための経費でございますとか、あるいは
は、女性医師、看護師さん等の確保の観点から、
院内保育所の運営に要する経費でございますと
か、それぞれについて地方財政措置を講ずるとい
うようなこともさせていただいております。

また、それぞれの病院が再編、ネットワーク化
を推進して真に必要な医療を確保するという観点
も必要でございますので、小児科、産科医の広く

資金調達を効率的かつ効果的に補完するため」としておりますが、現行法にはこうした文言はないわけですね。この文言を入れた意図はどこにあるのか、こちらは政府参考人に伺つております。

○岡本政府参考人 今回の政策金融改革の目的は、政策金融の役割を縮小し、地方公共団体におきます資金調達も自己調達を基本としていく中で、相対的に財政力の弱い市町村や、あるいは自己調達に限界がある長期、低利の安定的な資金を供給する役割が必要だらうということから、そういう意味で、地方公共団体の自己調達を補完する組織として、今回、地方公営企業等金融機関という新しい地方共同法人が必要だという観点から、先ほど御指摘の文言を入れたものでございます。

○吉井委員 それは、要するに地方債資金などの調達は民間調達を推進すべきとする総務省方針から出ているわけであつて、別に地方が求めてといふものじやないわけですから、総務省の方針でそれを自治体に強制するというふうなやり方というのは考えるべきじやないということを申し上げておきたいと思うんです。

ところで、この金融機関法案というのは、政策金融法案という性格のものになりますか。○岡本政府参考人 今回の政策金融改革は、資金の流れを官から民に変えるという改革の一環でございまして、現在の政府系の政策金融機関が担つてゐる機能をそれぞれ抜本的に見直すという考え方から、一連の法案として現在審議をお願いしているわけでございます。

公営企業金融公庫につきましては、行革推進法、さらには政策金融改革の制度設計におきまして、公営企業金融公庫は来年の秋に廃止をするということ、また、廃止後的新たな仕組みとして、地方公共団体が共同して資金調達のための新組織をみずから設立するとされたことを踏まえまして、本法案の提出をいたしたところでございます。こういう意味で、本法案は、政策金融機関でございます公営企業金融公庫を廃止するという意味

では政策金融に関連する法案であるというふうに考えております。

○吉井委員 政策金融改革の基本方針には、公庫の改革は「政策金融スキームで行う必要はなく、地方公営金融機関は政策金融ではない、そういう立場であります。」とあるわけですね。ですから、地方公営金融機関は政策金融ではなく、そういう立場でありますならば、財投改革の方針や政策金融改革の方針に縛られなくてもいいということになつてく

ですから、要するに、金融機関法案は政策金融法案なのか、そうではないものなのか、そのことをもう少しきつちり答えていただきたいと思うんです。

○岡本政府参考人 今回の政策金融改革に係ります基本的な考え方を整理させていただいておりま

すが、その際、「地方公共団体の資金調達につい

ては、個々に創意工夫を行い、資本市場等を活用

すこととし、共同して資金調達する方法等を活

用し財政力の弱い地方公共団体が必要とする資金

調達に支障がないように配慮する」というふうに

考え方を整理させていただいております。

また、その一連の中で、公営企業金融公庫につ

きまして平成二十年度に廃止をして、廃止後

は、地方公共団体の資金調達は資本市場からの資

金調達その他の金融取引を活用して行う仕組みと

いうふうに整理をいたしてあるわけでござ

ります。

また、その考え方として、地方公共団体の資金

は基本的に自己調達が望ましいという考え方の中

で、しかし、財政力の弱い市町村を中心として自

己調達になかなか難しい面があるということ、ま

た独自では長期、低利の資金を安定的に確保する

というような役割が確保できない、そういう意味

で、地方公共団体は共同して資金調達のための新

組織をみずから設立するということが、政策金融

改革に係る制度設計として、一連のものとして整

理をされているわけでございます。

そういう一連の行革推進法、政策金融改革に係る制度設計といったような基本的な考え方を踏まえまして、今回の公庫の廃止を含め、また新しい地方共同法人の設立といったものを内容とする公営企業等金融機関法をお願いしているというものが、この機構法案にはこの文言が欠落しているわけですね。これはどういう理由ですか。

○岡本政府参考人 機構の業務は、現在の公庫が行つております公営企業に係ります地方債資金への貸し付けのほか、地方公共団体の資金調達全般に係ります調査、情報、事務の受託、助言その他

の支援を行うということにいたしております。そ

ういう意味で、機構は地方公共団体の自己調達の

ことでございますので、この一連の政策金融改革のキームで行う必要はなく、撤退するという立場な

んですね。ですから、そうすると、機構というものは政策金融ではないというわけですから、地方公営金融機関は政策金融ではないという立場であるんじやありませんか。

○岡本政府参考人 政策金融に係ります制度設計で基本的な考え方を整理させていただいておりますが、その際、「地方公共団体の資金調達については、個々に創意工夫を行い、資本市場等を活用することとし、共同して資金調達する方法等を活用することで、財政力の弱い地方公共団体が必要とする資金調達に支障がないように配慮する」というふうに考え方を整理させていただいております。

また、その一連の中で、公営企業金融公庫につきまして平成二十年度に廃止をして、廃止後は、地方公共団体の資金調達は資本市場からの資金調達その他の金融取引を活用して行う仕組みと

いうふうに整理をいたしてあるわけでござ

ります。

また、その一連の中、公営企業金融公庫につきましてても平成二十年度に廃止をして、廃止後は、地方公共団体の資金調達は資本市場からの資金調達その他の金融取引を活用して行う仕組みと

いうふうに整理をいたしてあるわけでござ

ります。

また、その一連の中、公営企業金融公庫につ

きまして平成二十年度に廃止をして、廃止後

は、地方公共団体の資金調達は資本市場からの資

金調達その他の金融取引を活用して行う仕組みと

いうふうに整理をいたしてあるわけでござ

ります。

財政の健全な運営に寄与するといったことを目的としているものというふうに考えております。

○吉井委員 要するに、今もお話をありましたけれども、現行の公庫法の場合は、「地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与すること」、これが目的ですね。今度の機構法案では、「地方公共団体の財政の健全な運営及び」と、ここが変わつてくるわけですね。「公営企業を推進し」というのは抜けるわけですね。一方、一昨年地方団体に示した新行革指針では、「公益性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること」と、要するに、地方公営企業からの撤退を指導しているわけですね。

法律の文言上、「公営企業を推進し」というのが抜けてしまい、そして、一方ではそういう新行革指針でやつてはいるわけですから、結局、自治体は公営企業から撤退しなさい、撤退しようというが、この法律のねらいだというふうに読み取ることができるかと思うんですが、この点はどうなんですか。

法律の文言上、「公営企業を推進し」というのが抜けてしまい、そして、一方ではそういう新行革指針でやつてはいるわけですから、結局、自治体は公営企業から撤退しなさい、撤退しようというのがこの法律のねらいだというふうに読み取ることができるかと思うんですが、この点はどうなんですか。

○岡本政府参考人 公営企業が、例えば上下水道院でございますとか、先ほど来御議論ござります病院でございますとか、地域の住民に必要なサービスあるいは必要なインフラとしての役割を担つて

いるということは論をまたないわけでござります。

革指針でやつてはいるわけですから、結局、自治体

は公営企業から撤退しなさい、撤退しようとい

うのがこの法律のねらいだというふうに読み取

ることができます。そのため、この法律のねらい

とができるかと思うんですが、この点はどうなん

ですか。

○岡本政府参考人 公営企業が、例え上下水道

院でございますとか、先ほど来御議論ござります病

院でございますとか、地域の住民に必要なサービ

スあるいは必要なインフラとしての役割を担つて

いるということは論をまたないわけでござります

ので、その運営の中できるだけ効率的に行つて

いく。その場合に、民間で行つてもそのサービス

の供給ができるというような公営企業の分野、業

務、業種といったものがいれば、それについてで

きるだけ民間に譲渡、あるいはそういうものの手

法を導入するという意味での経営効率化を求める

という姿勢で行革指針の考え方は整理をしているものでござります。

○岡本政府参考人 要するに、公庫の改革は政策金融ス

キームで行う必要はなく、撤退するという立場な

いふうに考えております。

このため、機構法案は、地方公共団体の公営企

業の推進だけではなく、より広く地方公共団体の

うに考えております。

○吉井委員 しかし、法案そのものの仕組みが公営企業から自治体は撤退していくという構図にやはりなっていますよ。現行公庫法は、公営企業資金融公庫が資金を融通する公営企業については基本的には政令に任されている。ところが、機構法案では、水道、交通など五つの事業が法律に明記なんですね。それ以外は政令で定めるものとしているんですねが、この政令で定められた公営企業については、第三十条の方で段階的縮減を図るものとするとありますね。

は、第三十条で段階的縮減を図るということになつてゐるんですね。

そこで、大臣に伺つておきますが、新行革指針には「現在地方公営企業が供給しているサービスの必要性について検討すること」、「サービスの必要性について検討すること」などとあるわけですが、その検討する必要性について十分検討し、特に公井性の確保等の意義が薄れている場合には、民間の事業譲渡等について検討すること」とあるわけですね。今政府参考人からもその趣旨のことはお話をあつたわけですが、こういう指針が出ても、現行法のもとでは、公営企業のサービスが必要かどうか、サービスが必要な場合、公でやるのか民間がやるのかというのを、その判断は自治体に任せきりでいるわけなんですよ。

は、第三十条で段階的縮減を図るということになつてゐるんですね。

そこで、大臣に伺つておきますが、新行革指針には「現在地方公営企業が供給しているサービス

うのがかかってき、これまでののような技術的論議を超えて進んでくるというところが自治体の方からすれば大変心配な問題を抱えているところだと思います。

るんですかということを聞いているのはそういうことなんですね。

つまり、電気、ガスは政令に書き込まれないらしい。う話し耳にしているんですけど、これは政令に書き込むんですか、書き込まないんですか。

○岡本政府参考人 先ほどお答えいたしましたと
うに、現在審議をお願いしております五つのもの
の、水道、交通、病院、下水、公営住宅につきまし
ては、重点化を図ることからこれを列挙
させていただき、その他のものは政令で定めてい
くということにさせていただいております。
今御指摘ございました電気、ガスを初め、工業
用水道、市場、駐車場など、それぞれ現在の公営
の貸付対象事業でございますので、このいわば差
額当たります事業をごこれまで改めて書き入
れておきたいと存じます。

いつたものをそれぞれの地方団体が自己調達を基本として行つていただこうという政策金融改革の中では、民間からの調達では限界のある、また住民生活に密着した社会資本整備に重点的に限定をしていくという基本的な考え方を整理しているというものです。

したがいまして、先ほど来申し上げております
ように、地方公営企業として行うべき必要な事業
については、これをきちんと安定的に行つていくく
觀点から、必要な資金といったものを確保するの
が今回の地方公営企業等金融機構の役割であると
いうふうに考えておりますし、なお、民間事業等
に譲渡しても住民に必要なサービスが提供できる
ということであれば、その意味での民間への譲
渡、あるいはそういう効率的な民間的手段の導入
といった意味でのさらなる効率といったものは必
要であろうと思つております。

なつてくる、そうすると財政的に厳しくなつてしまつてやむなく公営企業から撤退ということにもなりかねない。つまり、そういう方向へ行き着かざるを得ない仕組みというものがつくられてきてゐる、そういう力が働くのではないかと思うんですが、この点、大臣、どうなんですか。

○菅国務大臣 確かに縮減は図りますけれども、しかし、どこまでということは決定をしないわけでありまして、それについてはやはり自治体の判断にゆだねるということが当然のことであると申します。

事業に係ります資金需要といつたものについてまして十分伺つていくことをしながら、一定期間かけて絞り込んでいくことといたしたいと思いますが、その際にも、地方公共団体の資金調達に配慮しながら適切に対処したいというふうに考えております。

○吉井委員 現行法のもとでは、公営事業には電気、ガスも入っているわけですよ。だから、私附したのは、現行法の貸付対象となつているもの、その中で五つのものは二十八条二項一号から五号に皆書き込むわけですね。六号の政令で定めるものなのですが、残りのものは全部政令で定める

か、何なんですか。
○岡本政府参考人 今回の法律案の中では、対象事業を政策金融改革の基本的目的として重点化を図つていくといふことが今回の設計の基本方針でございます。
その際、対象事業を重点化していくといふ考え方から、この五事業といつたものを重点化していくわけでございまして、残りのものにつきましては、それらの要性を勘案しながら今後検討してまいります。

いつたものをそれぞれの地方団体が自己調達を基本として行つていただこうという政策金融改革の基本的な考え方の中で設計されているものでございます。そういう中で、機構は、相対的に財政力の弱い市町村を中心として、自己調達では限界のある長期、低利の安定的な資金を供給する組織として設立をするというものでございます。

そういう意味で、機構の貸付対象事業については、民間からの調達では限界のある、また住民生活に密着した社会資本整備に重点的に限定をしていくという基本的な考え方を整理しているというものですござります。

したがいまして、先ほど来申し上げておりますように、地方公営企業として行うべき必要な事業については、これをきちんと安定的に行つていく観点から、必要な資金といったものを確保するのが今回の地方公営企業等金融機構の役割であるとふるうに考えておりますし、なお、民間事業等

ある公営企業を続けるかどうか、総務省は財政的に厳しいから廃止または民間移譲を主張するかもしれないわけですがれども、しかし地元の自治体は存続を希望するということもあり得るんですね。そういう場合は自治体の意向が尊重されるというのが現行法のもとでですが、ところが、この政令にゆだねられた事業の場合は、低利かつ安定した資金が蛇口の段階でとめられてしまうということになるんですね。

自治体はその事業を存続しようと思つても、今度は、政令の方で貸付対象から事業が除外されれば低利で安定した資金の調達そのものが難しくなって来る、そうすると財政的に厳しくなつてしまつてやむなく公営企業から撤退ということにもなりかねない。つまり、そういう方向へ行き着かざるを得ない仕組みというものがつくられてきてきている、そういう力が働くのではないかと思うんですが、この点、大臣、どうなんですか。

○吉井委員 現行法のもとでは、公営事業には電気、ガスも入っているわけですよ。だから、私伺つたのは、現行法の貸付対象となつてゐるものの、その中で五つの中には二十八条二項一号から五号に皆書き込むわけですね。六号の政令で定められたものなんですが、残りのものは全部政令で定められておる、現行法

その際、効率事業を重点化していくとして、政府は、いわば住民生活に密着した社会資本整備、また公営企業としてそれを果たしていく必要性と、いつたものが五事業については非常に強いといふ考え方から、この五事業といったものを重点化しているわけでございまして、残りのものにつきましても、それらの要性を勘案しながら今後

において規定をしてまいりたいという考え方でございます。

○吉井委員 要するに、電気、ガス等は政令から外していく、その意図が透けて見えるなというふうに思います。

次に、公営住宅の償還期限二十年と、それから駐車場、有料道路も償還期限は同じ二十年なんですが、一方は住宅ですから法律に明記されるんですね、一方は政令に落とされるわけなんですが、この場合、その違いはどこにあるんですか。

○岡本政府参考人 先ほど申し上げましたように、機構の設立の趣旨にかんがみまして、その貸付対象事業の重点化を図っていくという考え方から、五事業とそれ以外の事業についての体系の整理をしているわけでございます。

一方、それぞれの事業に係ります地方債の必要な償還期限といつたものにつきましては、それぞれの事業の特性に応じた償還期間を設定するということが必要なわけでございますから、五事業、それ以外という区分というよりは、それぞれの事業の特性に応じた償還期限を定めるというものでございます。

○吉井委員 事業の特性だとか貸付額の大きさがかなり基準になつてくるのかなという感じですが、ここで大臣伺つておきます。政令にゆだねられた公営企業については機構の貸付対象から外される可能性があるわけですね。法定された事業についてはずつと貸付対象として継続されるといふことでいいのかどうか。これは大臣に確認しておきます。

○菅国務大臣 当然、そのようになると思います。

○吉井委員 次に、大臣にまた伺いますが、法三十一条第二項に「財政融資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図る」とあります。

公営企業債券は、九七年の二兆六千七百八十四億円をピークに減り続けておりますが、今年度の

計画額は一兆三千五百億円と、ピーク時の半分になります。これをさらに縮減ということで、一体どこまで縮減していくのかということが問題になつてくると思うんですね。

この縮減については、何か下限はありますか。

○菅国務大臣 機構の貸付規模については、政策金融の役割を縮小して、自己調達を基本とするものという政策金融改革の趣旨を踏まえる中で、財政融資金等の縮減とあわせて段階的に適切な縮減を図る、そういうことで法律上規定をしたところであります。しかし、機構は地方が自主的そして主体的に運営する法人であつて、業務のあり方については機構が自主的に決定をしていく、そういうことが基本になつております。

将来の資金需要は不明確であり、現時点で資金需要を特定することは機構の活動の弾力性というものを損なわせることなどから、具体的な貸付額の縮減について、その目標だと下限だと、そうした数値を示すことは好ましくないというふうに考えております。

○吉井委員 これは、この議論がある過程でも、例えば総務省審議官が、貸付規模については、財投の段階的縮減、それとあわせて縮減をしていくんだという発言等、要するに、どんどんどんどん縮減という話は出てくるんですが、今もおっしゃつたやうに、下限はない。

だから、この点では、地方債というものについてはどんどんどんどん縮減の方向だというふうに考えておかなければいけないものだということを今の御答弁で理解しました、考え方方に立つておられるということがわかりました。

あわせて大臣伺いますが、せんだつての委員会でも大臣は、総務省として地方債資金の民間調達を推進していくべきである、こういう立場をとつておると答えておりましたが、加えて、機構法第一条に「地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため」との文言があり、地方債資金の調達は民間資金が中止となることが明確になりました。

今年度の計画では、民間資金の割合は六三・〇%と、既に民間資金が中心となつております。

が、この割合をどこまで持つていく考え方なのか、あわせて伺つておきたいと思います。

○菅国務大臣 資金の流れというのは、官から民へ、そういうことが重要な課題となつております。地方債についても、今委員が御指摘のとおり、民間資金を必要な場合に限つて公的資金が補完していく、そういう方向で私どもは行つております。

一方、地方公共団体の建設投資というのは、小中学校など住民生活に不可欠なものが多いこと、また財政力が弱い市町村もこうした仕事を担つている等の事情があるために、公的資金というものを一定程度確保する必要があるというふうに考えています。

地方債計画における民間資金の割合については、ナンヨナルミニマムを担う小中学校等の事業量、あるいはそれ以外の裁量的建設投資の事業量、地方債計画の総額との関係などを踏まえた結果によるものであり、現時点で具体的な数値を挙げて目標のようなものを申し上げるということは困難である、このことについては御理解をいただきたいたいと思います。

○吉井委員 もう時間ですから、最後に一問だけ大臣伺つて質問を終わりたいと思います。

要するに、民間資金を中心ということなんですが、一方で、今年度から三年間で五兆円規模の公的資金の補償金なしの繰り上げ償還を行つ。これは高金利の負担軽減ということをいつおられるんですが、繰り上げ償還は金利五%以上の政府保証債が対象となっています。現行公庫の金利は一・六〇から二・〇〇ですか、金利負担をそれでも軽減しようというわけですが、説明書にもありますように、将来的な国民負担を軽減するためとあげ償還とかいろいろ言いながら、一方では金利の比較的高い民間資金に地方債資金全体をなぜシフトさせていこうとするのか。これはどう考えても

平仄が合わない、つじつまが合わない問題だと思いますが、これを最後に質問しておきます。

○菅国務大臣 非常に厳しい地方財政の中で、多くの地方公共団体から、公債費負担軽減のため、公的資金に係る高金利の地方債については、補償金を免除する繰り上げ償還等の要望がかねてから出ておりました。そういう中で、委員御指摘のとおり、十兆円の中の半分、五兆円について繰り上げ償還を行うことにしたところであります。

また、この間、歴史的な低金利の中で、財政融資金に関する政策の変更として、貸付規模の大幅な縮小、特殊法人等への補償金なし繰り上げ償還の容認、十二兆円の金利変動準備金の国庫納付が行われた。こういうことの均衡も踏まえて、十九年度、総務省としては、地方債計画案において要求を行つて実現をしてきたところであります。

○佐藤委員長 時間が参りましたので、終わります。

○吉井委員 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○佐藤委員長 これより討論に入ります。

○佐藤委員長 討論の申し出がありますので、順次これを許します。後藤斎君。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤斎でございます。私は、民主党・無所属クラブを代表し、たゞいま議題となりました地方公営企業等金融機構法案に対し、賛成の立場から討論いたします。

地方公営企業等によつて住民サービスの充実が図られている側面がある以上、当該事業の運営のため、地方自治体が円滑かつ安定的に資金調達する仕組みは不可欠です。昨年の行政改革推進法民主要案では、本法案と同様に現公庫を廃止し新組織を提案いたしました。しかし、本法案により生まれる新機構を手放しで評価できるかといえば、残念ながらそうではありません。

そもそも、財投改革の出口が見えないままの政府系金融機関の再編です。この秋誕生するゆう

ちょ銀行などから資金が新機構に流れるところは、結局何も変わらないことになりかねません。二百兆円を超える地方債残高の解消の絵もかかれています。また、七十二事業が実質債務超過に陥っているとされている地方公営企業自体の改革の方針も何ら示されておりません。

新機構は民営化の一類型である地方共同法人になるとされています。納税義務、会計処理方法、人材登用など、官民イコールフツティングが担保されが必要がありますが、条文を読んでも肝心なことは何もわからないようになります。全自治体が出資するかどうかの新機構の根幹にかかわる部分についても具体的な規定を避け、地方六団体の検討に丸投げをしています。地方共同法人ゆえですが、不明な点が多く、質疑を通じてもなかなか懸念を払拭することができませんでした。

一方、国の関与が残っているものとして、新機構が貸し付けを認める公営企業の種類の一部については、国が政令によって定めることができます。さらに、現在の公営企業金融公庫の役員三人が中央省庁からの天下り、職員の七十九名中五十五人が総務省等からの現役出向という実態にかんがみると、新たな機構も天下り、出向の受け皿になりかねません。

本法案が規定している内容についても、問題が山積しております。

まず、従来の政府保証から地方自治体の保証に変わるために、信用度が落ち、現在よりも資金調達が難しくなるおそれもあります。また、貸し手と借り手が同じ地方となるため融資の際の審査が甘くなるといったモラルハザードが起こることも懸念されています。

以上のように、官から民の民営化の一類型として、市場から資金を自治体などが調達する補完としての新機構を設計しつつも、中途半端なものになつております。問題点を指摘しつつ、新たな機構が、真に地方自治体の水道、交通、病院等の社会インフラの整備のため、円滑な資金調達が可能になり、適正な業務運営が執行できるよう、附則

によれば、結局何も変わらないことになりかねません。二百兆円を超える地方債残高の解消の絵もかかれています。また、七十二事業が実質債務超過に陥っているとされている地方公営企業自体の改革の方針も何ら示されておりません。

新機構は民営化の一類型である地方共同法人になるとされています。納税義務、会計処理方法、人材登用など、官民イコールフツティングが担保されが必要がありますが、条文を読んでも肝心なことは何もわからないようになります。全自治体が出資するかどうかの新機構の根幹にかかわる部分についても具体的な規定を避け、地方六団体の検討に丸投げをしています。地方共同法人ゆえですが、不明な点が多く、質疑を通じてもなかなか懸念を払拭することができませんでした。

一方、国の関与が残っているものとして、新機構が貸し付けを認める公営企業の種類の一部については、国が政令によって定めることができます。さらに、現在の公営企業金融公庫の役員三人が中央省庁からの天下り、職員の七十九名中五十五人が総務省等からの現役出向という実態にかんがみると、新たな機構も天下り、出向の受け皿になりかねません。

本法案が規定している内容についても、問題が山積しております。

まず、従来の政府保証から地方自治体の保証に変わるために、信用度が落ち、現在よりも資金調達が難しくなるおそれもあります。また、貸し手と借り手が同じ地方となるため融資の際の審査が甘くなるといったモラルハザードが起こることも懸念されています。

以上のように、官から民の民営化の一類型として、市場から資金を自治体などが調達する補完としての新機構を設計しつつも、中途半端なものになつております。問題点を指摘しつつ、新たな機構が、真に地方自治体の水道、交通、病院等の社会インフラの整備のため、円滑な資金調達が可能になり、適正な業務運営が執行できるよう、附則

第二十五条に基づき、政府が平成二十九年度末の見直し期限まで最大限努力することを条件に、本法案に賛成することを申し述べ、私の討論を終わります。（拍手）

○佐藤委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、地方公営企業等金融機構法案に対し、反対の討論を行います。

反対の第一の理由は、自治体に長期かつ低利の資金を融通してきた公営企業金融公庫を民間金融機関を補完する範囲内で資金を融通する機関に変質させることになるからです。

昨年成立した行革推進法第七条には、「地方公共団体のための資金調達を公営企業金融公庫により行う仕組みは、資本市場からの資金調達その他金融取引を活用して行う仕組みに移行させるものとする。」との規定がありました。この規定を受け

て、現行公庫法の「地方公共団体の公営企業を推進し」という規定を放棄した上で、法案第一条では、公営企業金融公庫を継承する地方公営企業等

金融機構の役割は、自治体が行う資本市場からの資金調達を側面から補完するものとされました。

第二は、融資枠と貸付対象事業の縮減であります。

機構の役割が自治体の資本市場からの資金調達の補完とされたことによつて、自治体への財政融資資金の貸し付けの縮減とあわせて、機構の自治体への資金の貸付額は段階的に縮減するものとされました。また、業務の重点化と称して、貸付対象も段階的に縮減するものとされました。既に、電気やガス事業が貸付対象から外されることが明らかになつています。

第三は、この法案が大銀行の利益を最優先する財界戦略に沿つた政府系金融機関改革の一環であるからであります。

財界、大銀行が主張する民業圧迫論を口実に、住宅金融公庫の廃止、郵政民営化が行われ、今まで政策金融改革と称して、中小企業分野への参入を内容とする大銀行の新たなもうけ口獲得のため政策金融の縮小が行われようとしています。本法案は、国民や中小企業向け融資の縮小、廃止をねらつた株式会社日本政策金融公庫法案など、連の政策金融改革関連法案の一つであり、地方財政の悪化が顕在する中で、国民や自治体よりも大銀行の意向を優先し、長期かつ低利の資金を融通してきた公営企業金融公庫の業務の縮小は断じて認められない、このことを指摘して、討論を終わります。

一方、公営企業金融公庫を継承する地方公営企業等

と貸付対象を縮減する法案は容認できません。

第三は、この法案が大銀行の利益を最優先する

財界戦略に沿つた政府系金融機関改革の一環であるからであります。

財界、大銀行が主張する民業圧迫論を口実に、住宅金融公庫の廃止、郵政民営化が行われ、今まで政策金融改革と称して、中小企業分野への参入を内容とする大銀行の新たなもうけ口獲得のため政策金融の縮小が行われようとしています。本

だきます。

地方公営企業等金融機構法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の具体的運用が、政省令や発起人、代表者会議等の決定に委ねられていることを踏まえ、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 地方公共団体の自主財源の充実強化に最大限の努力を行うとともに、地方債依存度の低下が図られるよう、広範な施策を講ずること。

二 地方財政計画及び地方債計画の策定に当たつては、地方公営企業等金融機構(以下「機構」という)の業務の安定的な運営と市場の機構に対する信頼の確保に留意し、機構資金を公的資金の一環として位置付けること。また、機構の財務基盤については、市場の信認が得られるよう、その充実強化に努め、出資については、原則全ての地方公共団体が分担するよう、適切な助言に努めること。

三 機構の貸付対象となる公営企業の範囲を定める政令の制定、業務の重点化、平成二十九年度末を目指すとする業務のあり方全般に係る検討に当たつては、機構が地方債資金の共同調達の機能を担う地方共同法人であることにかんがみ、地方公共団体のニーズを十分踏まえ、これを行うこと。また、検討結果に基づく措置を講ずるに当たつては、地方六団体の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

四 機構の理事長の選任に当たつては、公募の意見を最大限尊重するとともに、地方分権改革の方向性との整合性を確保すること。

五 機構の貸付けに当たり、貸し手と借り手の同一性に基づくモラル・ハザードが生ずること。

機構に対する国家公務員の現役出向については、機構の要請を踏まえ、必要最小限とする

こと。

機構の要請を踏まえ、必要最小限とする

こと。

機構の要請を踏まえ、必要最小限とする

こと。

提案者から趣旨の説明を求めます。西村智奈美君。

○西村(智)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗讀により趣旨の説明にかえさせていた

もに、企業会計原則に沿つて財務諸表の作成・開示・貸付け等の業務運営に係る透明性・公平性・公正性を確保し、リスク管理に万全を期すよう、適切な助言に努めること。

に必要な額を上回る金額の国への帰属、管理勘定廃止時の残余財産の国への帰属及び機構が解散した場合の残余財産の処分と国への帰属の取扱いについては、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を十分聴取して慎重に対処すること。

す。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま

採決いたします。

○佐藤委員長 起立多数。よつて、本動議のとお
[賛成者起立]

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。菅総務大臣。

につきましては、その御趣旨を十分尊重してまいりたいと存じます。

○佐藤委員長 お詰りいたします。

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐藤委員長 次に、行政機構及びその運営に関する件、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件、地方自治及び地方税財政に関する件、情報通信及び電波に関する件、郵政事業に関する件及び消防に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りをいたします。

各件調査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房総括審議官久保信保君、自治行政局長藤井昭夫君、自治税務局長河野栄君、情報通信政策局長鈴木康雄君及び財務省大臣官房審議官佐々木豊成君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○佐藤委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。森本哲生君。

○森本委員 民主党的な森本哲生でございます。よろしくお願いいたします。

きょうは、まず初めに政令指定都市について質問をさせていただきます。

まず、政令指定都市の問題についてお聞きいたしますが、先日、二十四日の委員会におきまして、市町村合併の現状と今後の方針性について実は質問させていただきました。その際、人口要件の緩和などもあって政令指定都市がふえていることを指摘させていただいたわけであります。先ごろ新潟市また浜松市が加わりまして、政令指定都市の数は十七というふうにさせていただいておりますが、今後、市町村合併が進んでいく中で、政令指定都市の数はさらにふえていくことが見込まれるわけであります。都道府県の事務の相当程度を行うことになる政令指定都市がこのままふえ続けていくことのいいのかどうか、また都道府県のあり方を含めて、まず、政令指定都市といふものに対する基本的な認識と方向性について、大臣からお伺いをいたいと存じます。

○菅国務大臣 委員から御指摘がありましたよう

に、政令指定都市というのは、大都市特有の課題を一元的に処理することによって行政運営というものを作り、規模、能力に応じて住民に身近なところで事務を処理できるようになる、そういう意味では、社会福祉、保健衛生、都市計画、道路など市民生活に密着したものについては、都道府県から政令指定都市へ権限が移譲されて、そこで実行されるというのが実態であります。

市町村合併支援プランにおいて、大規模な合併が行われ、合併関係市町村及び関係都道府県の要望がある場合においては、市町村合併の推進の観点や、あるいは地方分権の推進という時代の要請などを踏まえ、弾力的に指定をしているということが現状であります。

今後、地方分権や市町村合併の進展等により都市の姿も多様化してくるだろうと予測をされています。権限移譲の一層の推進、そしてまた都道府県との関係など、政令指定都市のあり方というものについて十分に検討していく必要があるだろうというふうに私は思っています。

例えば、神奈川県の場合は、横浜、川崎、そして相模原が指定都市になりますから、そういう意味で、人口の半分以上が政令指定都市でありますので、さまざまな問題が生じてくるのも事実でありますので、将来的に検討していく必要があるということを考えております。

○森本委員 大臣、今おっしゃられました都道府県との関連については少し後で議論をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今のように、こうした政令指定都市が、巨大な基礎的自治体が出てまいりますと、先ほど言われたさまざまなものも生まれてくるわけであります。

例えば、大臣今おっしゃいました地元の横浜市などもたくさんある行政区域があるわけでございまして、このままで果たしてよいのかどうか。大臣自身が先般の委員会で、果たしてこの三百六十五万

いうのはいいのかどうか、これもまたある意味では私は問題点と思っている者の一人であります。というふうにお答えをいたしております。

この点についてお聞きしたいわけでござりますが、聞くところによると、自分は横浜市の住民なんだと意識よりは、例えば緑区というところがありますが、自分はそこの住民、また港区の住民だというように、住んでいるところ、行政区ごとのアイデンティティーがかなり強まつていると聞かせていただいております。そうした意識の変化とも関係をいたしますが、行政区ではなくて自治区にしたらどうかというニーズや要望も出てきているのではないかというふうに思つております。あるいは、別の考え方として、分割、分離すべきだという意見もあるかもしません。

そこで、政令指定都市の行政区、例えば三十万人程度の行政区などは一定の権限を持つた自治区にすべきだという考え方に関して、大臣はどのようにお考えか、お聞かせください。

○菅国務大臣　現実問題として、人口が三百六十万人の市というのは、これは統治するのが非常に難しい状況であります。それぞれ、政令指定になることによって、区単位にさまざまきめ細かいことを行つていますけれども果たして今までいいのかどうかというのは、常に多くの市民が疑問を感じているところであるというふうに思つております。

ただ、今委員から御指摘のありました行政区ということでありますけれども、ここにいくにはさまざまな問題というのがあるだらうというふうに私は思つております。

いずれにしろ、地域の住民の皆さんのお意見を聞く中で、そうした意見をどういう形で反映させいくか。行政と住民の連携ということを考えたときに、さまざまな問題というのがこれから出てくるだらうというふうに私は思つていて、現実的に、余りにも大き過ぎるんじゃないかなとう、巨大過ぎることに対しても弊害も実はあるわけでありますので、こうした問題については、や

はりさまざまな角度から検討をしていく必要があ

調、私は今国会中にスタートさせたいという話を

べきだというふうに思います。

○藤井政府参考人

お答えいたします。

○森本委員 大臣、そこで、例えば横浜市です

ういう問題というものは検討していく必要性がある

で少しまだそのお話をさせていただきたいという

では、議会は、普通地方公共団体の長がこれを招

二層が三層制になつていくことになるんで
すが、逆に、鳥取県の人口が六十万ですと、む
しろ県にしていつても、それの方がすつきりする
んじやないか、私はそういう考え方も同時に持つ
ております。

させていただきますが、やはり議員の数、いろいろなものもすつきりしていくふうに私は考えております。そのことについてお伺いさせていただきます。

す
御承知のように、地方自治におきましては、國

○藤井政府参考人 議会側からの招集につきましては、先生が先ほど御案内されましたけれども、

○菅国務大臣　例えば七十万で政令指定都市にな
れを考へると、もう少しすこし向こうにいきわれ
ていつた方がむしろ地域の住民の皆さんにはわか
りやすい。今の状況では、一体何を考えているん
やという話の疑問点がかなり残ると私は思うんで
す。そうした私の意見も含めて、大臣の所見をお
伺いできたらと思うんです。

○菅国務大臣 確かに、政令指定都市の中に市会議員がいて県会議員がいる、無駄じやないかななどいうことも、これはよく言われます。また、政令指定都市になつて権限が県から移譲されるわけでですから、しかし県の職員の数が変わらないんじやないかとか、いろいろな御指摘がありますので、この問題については、私、先ほど来申し上げますけれども、これはやはり早急に検討する大きな課題

しかし、国全体の形から考えたときに、果たして一つの県にそうしたものが三つあることがいいのかどうか。これは非常にいびつな状況にもありますから、先ほど来申し上げていますけれども、これはさまざまな観点から検討していく必要性があるだろうというふうに思います。

そしてまた、地方分権改革推進委員会、四月一日からスタートしましたけれども、あるいは地制

いただけませんでしょうか。

○菅国務大臣 私も地方議会を経験していますから、私の考え方は、当初から、これは議長にありますといいのかなという思いがありました。

しかし、現実的に、今のように、提案権が首長に数多くありますから、そういう中で、今回の二十八次の答申を受けて、議長に臨時会招集請求権というものを付与して、長は一定期間内に招集しなきゃならない、こういうことが行われたというふうに理解をしております。

○森本委員 非常にこれはいろいろ議論をされたというふうに、私もそれはよくわかるんですが、緊急事態とか、議会側が議会を招集しなければならないというふうに、だれしもが議会が当然招集すべきだというところでも招集ができないというような制度は、やはり特例的に認めしていくべきではないかという、これ以上の議論は法的なものになりますから、そうしたことについての検討と

いうのは今後どのようにお考えでございますか。

○藤井政府参考人 要は、そういう場合が具体的にどういう場合があつて、その必要性がどういうことか、そういう判断だと思います。実際どういう場合があるか。ですから、やはりそういう必要性というものを今後十分私どもとしても踏まえながら、今後のやはり検討ということにならうかと思つております。

○森本委員 それでは、念を押しておきますが、こうした具体的な事例の中での明らかにこれは必要なことだということがあればそうした方向に進むことも可能だということで理解をさせていただいて次に進みますが、一方的ですけれども、よろしいですね。

それでは、地方議会にもいろいろそうしたお話をさせていただきたい、今後に対処したいというふうに思つておりますので、よろしくお願ひいたします。それでは、地方議員の位置づけについてお聞かせください。

現在、地方自治法において、地方議員について

どのような規定がされているかといいますと、実

は、独立した項目というのではなく、「給与その他」の項目の条文の中に書かれているわけあります。しかも、その書かれ方はとても多い

まいであると言わざるを得ません。二百三十三条の中に、委員会の委員、監査委員、審議会の委員、専門委員、選舉立会人といった主に非常勤の職員と同列のところに地方議員は並べられており、支払われるのも、給与でなく報酬になつております。

一方、二百四条では、首長や常勤の職員に対しては給料及び旅費が支払われるとなつております。

報酬というのは、常勤職員に対する生活給としての給料とは異なつて、一般には非常勤職員に対する役務の対価として支払われるものと考えますし、地方自治法上の規定のされ方を見ましても、地方議員は非常勤的な位置づけを有しているようと思われます。

しかしながら、一方で、現状ではすべての自治体で月額支給制をとつてること、また、一般的には、主に常勤職員に対し支給される期末手当つまりボーナスが地方議員に支給されておりまして、二百三十四条、常勤的な位置づけもさておるわけであります。

地方議会での定例会の会期日数を都道府県別に見ますと、資料では、平均が八十七・何ばという数字をいたしておりますが、市町村では大体約四十日という開きがあります。決して多いとは思われませんが、議員報酬というのが、年間五十日

酬ということになつています。
それで、問題は、給料とか報酬という言葉遣いの問題が一つあるということ、もう一つは、給料なり報酬というものの個々の法律上の性格、意義づけの問題があろうかと思います。

前者からいきますと、よく似た言葉で、報酬とか給料とか給与とかいろいろあるわけですが、これは必ずしも一般概念として確立しているわけではなくて、やはり個々の法律によつて内容が決まります。そこで、やはり個々の法律によってあります。そこはまさに、各地方公共団体の実情に対する対価という形になつております。報酬はそれ以外のものという形になつております。実は、いずれも、報酬も給料も、労務なし役務に対する対価という意味では同じなのでございますが、常勤的な労務かどうかを使い分けているという点でござります。

ただ、これも今先生の御指摘の中にありましたが、報酬の中でも、議員については、特段、報酬の基準とか条件みたいなものは法律で決めておりません。それ以外のものについては勤務日数に応じてやるという形になつておりますが、実際の支給内容、支給方法とか額というのは条例で定めるということになつているところでございます。

○森本委員 条例で定めているものであれば国の方は関与はしない、地方分権の流れの中で、そうしたことになりますが、國の方から指導すべきでないというお考えですか。

○藤井政府参考人 私どもの立場は、あくまで地方公共団体も法律の枠内で、それぞれ地域の実情に応じて自主的、自律的に立派な仕組みをつくつていただきたいということです。

そこで、地方議員の報酬というものの性格をどう

のないようにとらえていけばいいのか、よろしくお願ひします。

○森本委員 それは、例えば県議会、市町村議会、その議会の定例日以外にもかなり出勤されることが多い、そういう場合には給料として扱つてあることが多い、そういう場合には給料として扱つてあることが多いといつたときには、地方自治体はそうした扱いが条例上できるというふうに解釈してよろしいんですね。

私どもとしては、報酬とは何かというところ、そこはやはり押さえたいと思います。

すなわち、報酬というのは、冒頭申し上げましたように、ある人が地方公共団体に対して行つた役務、それに対する対価である。例えば、そういう役務と認められないものについてまで報酬の中に

入れるということになるとそれは法律の枠を超えて

報酬の対価の対象としていかなるものを入れるかということについては、法律は特段決めておりませんし、また、支給方法、これも先ほどちょっと言いましたが、普通の非常勤職員なんかは勤務日数に応じてとすることになつてますが、議員についてはそういうことは特に法律で定められておりません。現実に、支給の仕方も、年俸的なもの、あるいは月ごとのものとか、いろいろなやり方があるわけでございますし、また、額も、御承知のように、市町村によって非常にさまざままでござります。そこはまさに、各地方公共団体の実情に即して適切な方法なり額を決めていただくべきであるということを申し上げているところでございます。

○森本委員 念を押しますが、局長、そうした条例をつくる場合に國は関与しないという解釈でよろしいですね。

それと、私は、どちらかといえば、そうした仕事をしっかりとする方々にはしっかりと位置づけをしてほしいということの願いを含めて今の質問に入つておるわけですが、一方、地方公共団体も、先ほどの質問ではありませんが、さまざまです。ですから、ある程度、地域事情によつて多様なものを認めるべきではないか、認めてはどうかといふ提案もあります。例えば、小さな自治体などでは議員もボランティア的に議会での活動日数に入つておるわけですが、一方、地方公共団体も、このを認めるべきではないか、認めてはどうかといふ

う提案もあります。例えば、小さな自治体などでは議員もボランティア的に議会での活動日数に応じて支給してもいいのではないか。これは給料とはまた一方違う観点から、いろいろな、先ほど局長の言われた話は、そうしたことを十分加味して条例をつくつて独自でやつていてもいいといふ解釈でよろしいんですね。

○藤井政府参考人 お答えいたします。

私どもとしては、報酬とは何かというところ、そこはやはり押さえたいと思います。

すなわち、報酬というのは、冒頭申し上げましたように、ある人が地方公共団体に対して行つた役務、それに対する対価である。例えば、そういう役務と認められないものについてまで報酬の中に

るということになりますが、地方公共団体のためになされた役務に対する対価という限りにおいては、地方自治法上の趣旨に反するものではないというふうに考えております。

は非常に御苦労をなさつておられるということとも承知しております。またこういう厳しい行政改革の時代でございます。あるいは、地方財政の状況を踏まえると、なかなか現実には独自にゆとりある人材を確保することはできないということにあります。

いざれにしても、私どもとしては、今は、そういう職員の確保も大事でございますが、むしろ、いかに専門能力がある職員を育てるか、そういう養成面、こういったものを充実していかなければいけないということは十分認識しているところでございます。

○邊塙委員 それは予想外の、お酒が飲めない、それは残念ですね。残念ですねといふのは、実は、お酒といふのは、やはり人生を非常に楽しくするといましようか、お酒で人生失敗するケースもたくさんあるようござりますけれども、大臣、ゴールデンウイーク中、フランスにも行かれたということでありますけれども、やはり旅行とお酒、食べ物とお酒といふのは、これはやはり常に重要なファクターだというふうに思つんでね。

今のが実験なんというものも、私は正直言いますと、ちよつと個人的なことを申し上げてなんですが、今までいろいろな旅行の酒ばあ子

の地域ならではの山の実や薬草などをとつて果実酒をつくって、その宿でお客様に提供しているケースというのは実は結構あるようには思っています。現に、テレビの旅番組などでも、このオーナー自慢の手づくりの果実酒みたいなものを宿へ来ているお客様にウエルカムドリンクをみたいな形で提供しているなんというのも見るわけですね。ところが、厳密に見るとこれは違法なんだということでありまして、ちょっと何とか私のイメージからすると奇異な感じがするんですね。

例えば、お米を発酵させてアルコールを醸造する、いわゆるビールをつくって、もとい、

地方自治法の百三十一条では、議会事務局の職員は議長が任免することになつておりますが、首長が事務局職員の人事を行つております。議会が独自に職員を採用しているところもほとんどございません。

（森本委員）私どもには政策スタッフ一名はいた
だいておりますし、そうした面から、たくさんの方々
そうした優秀な方々がどううまく活用できるか、
地方議会ともあわせて、ぜひ今後そうした方向に
動いていけば非常にいいのかな、そのような思い
もさせていただいております。

私がほんとうに辛い方の酒が好きなんですね。果実酒は甘過ぎてちょっとどうかと思う方がの口ではあるんですが、やはり食を楽しくしたり、その地域ならではのものを味わうという点では、お酒というのは結構重要なものですので。大臣の顔を見ているとお酒が飲めないと全然思わ

いわゆるとふくをつくるとか、あるいは
ブドウから、全くゼロの中からアルコール発酵を
させてワインをつくる、これは違法だなどといふの
うには何となく直観的には思うんですが、そもそもそ
の、それを他人に、どうぞ私がつくったもので

○藤井政府参考人 お伺いをいたします。
議会事務局の職員についての御質問でございま
すが、これも御指摘のとおり、現行法上は、議会事
務局職員も議長が任命する、これは地方自治法
第一百三十八条第五項でございますので、独自に採
用するということは制度上は可能となつておりますが、
立すべきだというふうに私は考えます。現状認識を
含めてどのようなお考えでございましょうか、
お伺いをいたします。

ながつたんですが、予想外でございました。大変恐縮でございます。

それで、大臣にこれをちょっととお伺いしたいんすけれども、もし仮に、私が、二セコの野山で酒をつくつて、大臣がお酒飲めないのはわからぬいんだけれども、それを大臣にプレゼントした。そうしたらこれは違法だということを御存じでしたか。

○菅国務大臣　今初めて聞いた話ですけれども、私は知りませんでした。

から飲んでください」ということが違法だというのは、ちょっと奇異な感じが私はしているわけですね。きょうは、このあたりについて、少し皆さんと議論させていただきたいと思っております。きょうは政府参考人もお呼びしておりますけれども、ます財務省の方にお伺いしたいんです。酒税法の第四十三条には、「酒類に水以外の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、新たに酒類を製造したものとみなす。」との規定があるようでございますけれども、なぜこの規定を設けているのか。あるいは、特に果実酒この規

また一方、議会事務局の特に専門能力のある職員を養成するとか確保するとか、そういうことの重要性、これは我々も非常に大事だというふうに認識しております、このことはまた第二十八次地方制度調査会の答申においても指摘されているところでございます。

まず最初に、大臣、大臣は果実酒というのを御存じでしようか。果実酒、例えば、野山に咲いているコクワだとかそういうものを、こんな大きなか瓶に入れて、主には氷砂糖を入れて、あと三十五度のしようちゅうなんかでがつと漬け込むようなもの、こういう果実酒なんというものを、大臣、試されたことはござりますか。

○塩坂委員 実は、個人で果実酒をつくるということ、それは法の範囲で許されるようなんですね。イチゴを入れたり、あるいはコクワを入れたり、梅を入れたりと。ところが、それを家庭内、自己消費ではなくて、仮によその方に無料でお上げしても、これは酒税法違反なんだそうですね。これはなかなか、そんな規定があるのかというう

酒と言われるものとの関係において、この規定はどうな意味を持つのか、お知らせいただきたいと思います。

ただ、現実問題といったしまして、少ない職員数のもので優秀な人材を確保しつつ、また円滑な人事運営をするという意味で、各地方公共団体で

○菅国務大臣 私は、酒は全く飲めないんですけど
れども、そういうものがあることはよく承知して
おります。

とで、私もちょっと不勉強でございました。
ところが、日本のさまざまな観光地、私の住んで
いる二セコもそうですが、宿や旅館などで、そ

を採用しております。また、各酒類の担税力に応じた負担を求めるため、酒類を製造方法等により分類し、異なる税率を適用することとしており

このため、酒税負担の公平性や酒税の確保の観点から、原則として、酒類に他の物品を混和する行為も酒類の製造とみなして、酒類の製造免許を受けなければならないということになつております。

○ 逢坂委員 今の規定を設けているのは酒税保全の観点からだ、すなわち、お酒の税金をちゃんと守るために、民間の方が、例えば私が家庭でつくる果実酒、三十五度のしおりちゅうを買ってくる。これは市販されているもので、既に酒税がかかっている。そこには梅を漬け込む。それを他人に渡す場合、これは果たして、酒税保全の観点から免許制にする意味というものは、今の説明からは推測できるでしようか。

先ほど政務官御説明ございましたように、酒税法の仕組みが、お酒を幾つかの酒類に分類いたしまして、それぞれ異なった税率を張つてあるということです。そうしますと、混和いたしましたと新たな酒類、原料であるお酒とは違った酒類に分類される場合があるわけでございます。例えば、しょうちゅうを原料とした場合には、しょうちゅうという酒類から、それに加えることによってリキュールという酒類に変化する。すると税率がまた異なつてくる。それは、もともと酒税法がいろいろな酒類を区分して税率を定めているところから来ているわけでございます。

そういうわけでして、前もつてしまふうで御指摘だと思いますけれども、混和という行為によつて新たな税率、新たな酒類が生ずることがあるということでございます。

○邊坂委員 なかなか一般国民にはわかりにくいくことだといふうには思うんです。

それでは、これも政府参考人がいいのか政務官がいいのかそちらでお決めいただきたいと思いますが、いわゆる混和をすることによるみなし醸造

造、この十年余りの間にどの程度の違反事案が発生しているんでしょうか。件数だとか、その代表的な事例内容だとか、違反の醸造量なんかをお知らせいただきたい。

それから、違反件数のうち、いわゆる果実酒をしない違反事案というのは年間どの程度発生しているのか、これもあわせて、件数などをお知らせいただければと思います。

○佐々木政府参考人 御質問は、無免許のみなして醸造によってこの十年余りの間に違反事案がどの程度発生しているかという第一点でございますけれども、製造免許を受けていないで酒類等の製造を行つた者につきまして、酒税法第五十四条に基づいて検挙した事例は、平成八年から平成十七年までの十年間で合計十三件、数量にしまして十キロリットル、酒税相当額で三百二十一万一千円でございます。

ある果実酒を、リキュールでございますが、消費者がみずから消費しない違反事案といふのはどのくらい発生しているかということをございますけれども、これにつきましては、先ほどの検挙した事案につきまして、内訳については把握しております。

○逢坂委員 内訳についてまだ把握していないということになりますけれども、私が問題にしたいのは、実はそこのところなんですね。

要するに、四十三条の第十一項で言われてゐる、本来酒税法でいえば無免許のお酒づくりだとされているものだけれども、自分で消費をすればそれはいいよと例外的に十一項で認めている、その件数がどれぐらいかということをお聞きしたかったんですが、それは示されていないといふことですので、把握していないということです。で、これ以上聞いても仕方がないです。

きょう、お手元に資料を配付させていただいております。これは、五月五日の日刊スポーツ

載つた記事をホームページから引用したものでございます。内容については細かく言いませんが、これはニセコにございます宿のオーナーが趣味でやつていた果実酒をお客様に提供するということですが、実は自家消費ではないということで、近々税務当局によって何らかの対応がされるというような内容の記事でございます。

こういう案件、これもこの十年余りで結構な
ですけれども、すなはち、酒税法第五十四条第三項の規定によつて酒類、器具、容器などを没収した違反事案件数と、その違反醸造量といふんです
か、違反した酒の量というのはどの程度あるのか、しかもそれは果実酒に限つてということでお
わわかりになりますでしょうか。

○佐々木政府参考人 先ほど申し上げましたように、違反事案で検挙した事案につきましての数量
全体は統計上わかるのでございますけれども、そ

○**逢坂委員** 十年にたつた十三件しかないものの内訳の態様」とのものを把握しておりません。内訳を把握していないというのは、なかなか有能な日本の官僚としては悠長な仕事をしておるなどという感じがするわけです。調べる気があるのかないのかよくわかりませんが。

ただ、今私が示したこの記事は、結構これは当人にとって、あるいは地域にとって、あるいは日本全体の関係者にとって重要なことではないかな? というふうに思うわけです。多分、先ほど菅務大臣も話されましたけれども、これが要するに酒税法違反だというふうに強く認識をしてやつてゐる人というのは余りいないんじゃないかという気がするわけですね。みんなが、何か当たり前の、昔からやつてゐるようなことをやつてゐる、そういう気持ちでやられているのではないかな? という気がするわけですが、この点についても後ほどまた議論したいと思います。

そこで、きょうは内閣府の林副大臣にもお越しをいただいております。構造改革特区制度において、いわゆるどぶろく特区というのが既に七十四件認定されているということをございます。どな

ろく特区に関しては、年間の最低製造数量基準、それを年間六キロリットルの規定を適用しないといふのが一つの内容になっているわけですが、この最低製造数量基準を特区によつて緩和した意味、理由というのは何なんでしょうか。

○林副大臣 今、逢坂先生からお話をあります。が、特区内で農家の民宿等をあわせて営む農業者が、みずから生産した米などを用いてどぶろくを製造する場合に、規制緩和の特例として、今委員が御指摘になつた、六キロリットルに満たなくとも酒の製造免許を受けられるようになります。これは、そういうことをやることによりまして、地域に密着した農村滞在型観光の振興を期待するという目的で特例をつくつておるところでございまして、いわゆるグリーンツーリズムも、そういう観点から農業者等をあわせ営む農業者が認められている、ということをございます。

影響を与えるかないこと、また、濁酒、どぶろくは、その性質上長期間の保存が困難である。すぐためになつてしまつて、特区外で流通する可能性も低いだろうということから、濁酒、どぶろくに限り特例を認められたものという財務省からの回答がありまして、そういうことで、や

果、税務当局による実態把握が困難になりますと、先ほど申し上げましたようないろいろな虚偽が出てまいりまして、酒税制度の根幹に影響しかねないということです。

○佐々木政府参考人 最低製造数量につきましては、酒類ことに定めがございますが、先ほど来議論されていますリキュー爾類について申し上げますと、六キロリットルでございます。

一部であつても、財務省の方から御懸念がある
ておりますと、きにこちらが言つてることとか
なり近い内容でございまして、まさにおつしやる
とおりだなと思つて聞いておつたわけでございま
す。

りとりはしておるけれどもまだ認定にこぎつけていないということでございます。

今後、同様の提案があつた場合には、先ほど冒頭に申し上げましたように、地域の活性化にどうやってつながつていくのか、また、今、財務省から御回答のあつた懸念事項については、では、どういうふうにしたら解決できるのかということなどを勘案しながら、さらに実現ができますよう検討を深めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○逢坂委員 今林副大臣からあつたとおり、やはり地域振興の上では結構この辺は重要だ、いろいろな宿やなんかで果実酒が出ている、どぶろくの方似たようなことでやらされた。ただ、どぶろくの方

ところで納めているんじやなかつたでしようか。私の認識が違つていれば教えていただきたいのと、それから、特区によつて、六キロリットルの規制を、小さなものでも認めるということにしておきたい。小さな量でいいことになれば、それは広範囲に流通しないことになるのではないかでしようか。六キロリットルという大きな量でなければ認めない、たくさんの量でなければつくらせてないんだといえ、そちらの方が他地域へ流通していく可能性が高いのではないでしようか。言つてゐることが矛盾しているような気がするんですが、いかがでしようか。

リットルですね。ということは、四合瓶換算で八千本を軽く超える。四合瓶換算で八千三百本以上になるわけですね。これは、四合瓶換算で八千本ですから、宿屋で一日四合瓶を二十一本消費しても、まだ千本近くが消費し切れないのでありますね。

となりますと、先ほど私が新聞記事を例に出して示したような宿屋の場合、例えば、宿屋の定員が二十名だ、オーナーが半分趣味のよう形で提供するというようなもの、ちゃんと法にのつてやりたいということで、遵法精神を持つて、それじや申請しようとした、でも、これは現実に無理なんじやないでしようか。先ほど、六キロリットルの制限というのを採算性を合うようにして

用して酒
これがまた
けないと
うに、そ
めをかけ
度的に相
た上で、
するよう
めをかけ
ございま
〇椎名大
性、また
変重要な

とがありますと、今度は、この特区を悪税法を逸脱したような行為があつた、この新聞をにぎわすということになつてもい思いますので、先ほど申し上げましたよの懸念される事項に対し、一定の歯どるというようなことをきちっとやはり制保した上で、そのことをやつていた。地域振興に役立つという本来の目的に資なものをきっちりとつくり上げていく、大事だというふうに考えておるところであります。

は、他地域へ流通しづらい、それから、保存がきかないだろうというようなこと、果実酒の方は、保存がきいて他地域へ行くからというような二つの発言がありましたけれども、なぜ、他地域へ流通することはまずいんですか。財務省の方

をされるということでござります。ただ、税のいろいろな還付とか、流通過程における全体を把握していないと、税の全体の把握ができないという性格のものでございます。

やつてゐるんだという話でしたが、六キロリットルを小さなオーナーが守らうことによつて、逆に採算がとれなくなる可能性があるのではないか。すなわち、真正面から酒税法のつとつで申請をしたいと思っても、小さなオーナーは、それはできないわけであります。

しかし、御承知のとおり、酒税は國の大変重要な財源の一つでございますので、今の酒税法の体系の中では対応することがなかなか難しいといふこともあわせて御理解をいただきたいと思います。

○邊坂委員 実は、この果実酒の問題、ニセコの問題ですが、五月の三日に地元のSTVという、

○佐々木政府参考人 お答え申し上げます。
酒税の全体の建前からいきますと、保全をするためにいかにその仕組みをつくつてあるかということございまして、基本的に、そのためには免許制があり、税を払えるような最低数量制限というのであるということをございます。

どぶろく特区の場合に、どぶろくは長くもたないので転々流通しないので認めた。それはなぜかと申しますと、先ほどの申し上げたような酒税の保全上、製造過程から流通経路を把握するための税務執行コストといふのが相当ふえるということになります。その結果

が、確かに、数量が少なければ大量には転々流通しないということになると存じますけれども、その数量制限をもともと設けられている意味といいますのが、採算がとれる数量を定型化しているということでございます。税が納められるだけの製造をしているという趣旨でございますので、その点は、転々流通という点とはまた違うかと存じます。

○遠坂委員 それでは、ちょっと議論を先へ進めたいと思うんですけども、今私が例に示したたうな、宿や何かで自家製、半自家製的な果実酒を提供する宿のオーナーが、いわゆる、それじゃんと免許を取つてやろうとした場合に、最低

それから、林副大臣にお願いをして頑張つていただいて、特区で何とかしたいというふうに言つても、財務省は特区も認めないと言つている。しなれば、事実上、こういつた日本の各地に随分並んである、いわゆる家庭的な果実酒をつくつてお訪者に提供するというようなことというのはやつちやいけない、これは守れないことになるよう気がするのでありますけれども、いかがでしょか。

この点、椎名政務官と林副大臣、いかがでしょか。
林副大臣 別途椎名政務官からもお答えがあつたかもしませんが、実は、今逢坂委員が御質問され

札幌テレビ放送という会社で何か報道されたようです。それから、私が今皆さんに資料で出したのが、五月五日日刊スポーツで報道された。そして、本日は毎日新聞、北海道新聞でも北海道内では報道されている。それからテレビ局も、さらにTBS系のHBCという放送局でありますとかフジテレビ系の放送局も何か取り扱ったということになります。

これは私は、酒税法違反だからマスコミがこうやってこぞって取り扱っているのではないような気がするんですね。なぜこんなにマスコミは一生懸命この問題を取り扱うんでしょうか。私は、この酒税法の今適用している規定、それそのものが

社会通念上からいってちょっとおかしいんじやないの、そういう意図を含んでの報道ではないかと。いうふうに思うんですが、このあたり、椎名政務官、いかがでしょうか。

○椎名大臣政務官 御指摘のとおり、あくまでも法はやはり生きた法でなければいけないという重要な御指摘だと承つておきます。

○逢坂委員 法は生きた法でなければならない、すなわち、不都合があれば、それは生きているわけだから成長し、あるいは場合によっては変化をしていくということだというふうに理解をするわけですが、そういう観点からすると、椎名政務官、林副大臣の思いを受け入れるということは非常に重要ではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

○椎名大臣政務官 内閣府の担当と十分協議をしていきたいと思っております。

○逢坂委員 菅総務大臣、今までの話を聞いていて、冒頭に、大臣自身もまさか果実酒みたいな自家製のものを譲り受けることも酒税法に違反するとは存じ上げなかつたという話がありました。私自身もそこまでは知りませんでした。しかし、社会一般的にはそういうことは随分行われているのが現実ではないかと思います。

実は、私の実家は酒屋、酒の小売をやっておりまして、先ほど佐々木政府参考人が言われた酒税の体系を全部押さえるということの最終端にいって、首根っこを押さえられていた口であります。だから、どういう仕組みでどんなになつてやつているかということは、私自身もよう知つておるつもりです。

実は、北海道なんかでは、梅の季節になると秋の木の実が熟す季節になると、私の店でも、口広のガラス瓶、それと水砂糖、それから三十五度のしようちゅう、いわゆる果実酒の三点セットというのは非常によく売れるんですよ。売れて、近所の農家の方とかが買っていいって、それで今度、でき上がつたものを私の家へ持つてきて、いやあ、ことしもいのいのができたからまあ飲んでやな

んということで持つてくるわけですね。これはみんな、ぶろくをつくる、発酵させてアルコールを醸造するとなるとそれは違法だというふうに思つて。だけれども、しうらうに物を漬け込む、それが違法だと思っている人は私は極めて少ないような気がするんですね。

私は子供のころ、近所のうちに、またこれは民間療法の好きなうちがありまして、しようちゅうの中にニンニクを漬け込んだものを、そこは毎

シーザン持ってきてくれるんですね。それは何をするかというと、子供が風邪を引いて熱を出したときに、一杯ニンニク酒だといって飲まされるわけであります。それはまことに強烈なもので、先ほど冒頭に私が言つた、おいしくて食事が進むなどという代物ではないんですけれども、そういうことも地域ではあるわけですね。

でも、今の酒税法からいつたら、そういう地域の文化みたいなものをみんな否定することになるわけで、果たしてそんなことでいいんでしようか。それぞももう少し踏み込んだことが必要なんじやないかというあたり、まず椎名大臣政務官、それから対決する林副大臣、そして最後に地域振興の観点から菅総務大臣に一言ずつお伺いして質問を終わりたいと思うんですけれども、どうで

しょうか。

○椎名大臣政務官 御指摘いただきましたこと、改めて大変重要なことだと再認識をする次第でござります。内閣府、また総務省と十分協議をしておきたいと思っております。

○林副大臣 ただいま椎名政務官から大変前向きな御答弁がございましたので、それを頼りに一生懸命折衝してまいりたいと思つております。

記者懇談会を二度ほどやられたんでしょう。その一番最初の記者懇談会のときに、これはパリやはり地域振興、地域のまちづくり、そうしたことを考えたときに、そういう議論の中で、結論は椎名政務官が答弁したことによると、そのふうに思つていますので、私も未来は明るいのかなと思いました。

私も明るく質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○佐藤委員長 次に、西村智奈美君。

大臣、この連休中は外遊お疲れさまでございました。四月の二十八日に出発されて、帰つてこられたのが六日の日曜日ということで、昨日、教育再生の特別委員会で御一緒させていただいた

にタフな大臣など拝見をしておりました。非常に中身の濃い日程だったというふうに伺つております。イギリスからフランス、そしてドイツですか、いろいろ回つてこられたようでありますけれども、今回の外遊の感想などについて伺いたいと

思います。

○菅国務大臣 これから放送法の改正だとか、あるいは地方分権、また地方の財政重建、そうしたさまざまな問題を抱える中で、それぞれの先進的な国と言われる三カ国を視察してくる中で貴重な体験をすることができたというふうに思つております。

そうしたことを見つけておきたい、こう思つて

います。そのための研究会を開いていく、そういうことでありますので、御理解いただきたいと思います。

○西村(智)委員 大臣がヨーロッパに行かれている間、私は地元におりまして、毎日新聞報道を見ておりました。テレビも見ました。大臣が何だか

あちこちでいろいろなことを、しかも非常に重要なことを発言されておるというふうに見ておりま

す。

○西村(智)委員 還元というふうに大臣はおっしゃいました。その発想は私も理解をいたしました。

多くの農村部、あるいは山間部の方では、離島などもそうだろうと思ひますけれども、学齢期、あるいは社会人として社会に出る年齢になつた人たちが、それまで育ててもらった地域を離れて都市に出るということは往々にしてあるわけでした、そして、出ていった先の都市部で働き、そこで税金を払う。そういう人たちにとって、恐らくふるさとを思つ気持ちというのは常にありますけれども、いわゆるふるさと納税について、大臣はそれを探り研究したいということで御発言になられました。恐らく多くの方々にとつても唐突な印象を受けました。非常に唐突な印象を受けました。恐らくみなといふうに思つたのですね。で

思表明だったのではないかというふうに思いますけれども、まず、大臣がふるさと納税ということに言及をされた、どういう目的でこのふるさと納税ということをお考えになられたのか、その目的を伺いたいと思います。

○菅国務大臣 唐突ではないというふうに私は思います。この意見については、地方自治体の長の皆さんからも、あとあらゆる機会の中で、こうした制度ができるないかということを私ども強く陳情を受けていたことも事実であります。特に、地方の長の皆さんから異口同音に私ども言われたことは、地方で育つて、税金を納めるところになると、都会に行つてしまふ、地方が負担をした福祉とか教育だとか、そうしたコストを何とか還元できる仕組みはないのかな、このことを実は強く言わされました。

また、都会で生活をしている人たちの中にも、やはり、自分が生まれ育つたふるさとに何らかの形で還元することはできないのかな、そういう意見も数多くあつたということも事実でありますし、そういう中で、ふるさと納税というものについて、私は、研究するんじゃなくて、実現をするための研究会を開いていく、そういうことでありますので、御理解いただきたいと思います。

○西村(智)委員 還元というふうに大臣はおっしゃいました。その発想は私も理解をいたしました。

多くの農村部、あるいは山間部の方では、離島などもそうだろうと思ひますけれども、学齢期、あるいは社会人として社会に出る年齢になつた人たちが、それまで育ててもらった地域を離れて都市に出るということは往々にしてあるわけでした、そして、出ていった先の都市部で働き、そこで税金を払う。そういう人たちにとって、恐らくふるさとを思つ気持ちというのは常にありますけれども、いわゆるふるさと納税について、大臣はそれを探り研究したいということで御発言になられました。非常に唐突な印象を受けました。恐らくみなといふうに思つたのですね。で

も、これはやはり制度として考えたときにはかなり問題があるのではないかというふうに考えております。

大臣、先ほど、研究会を設置するということについて明確にできるかどうかを検討、研究するための研究会ではなくて、実現をするための研究会だというふうにおっしゃいました。ですのとで、大臣の意向としては、やるということを前提に研究会の中で具体的な制度設計をしてほしいということなんだろうと思うんですけれども、私は、そういうところを持っていくまでには、大臣が今おっしゃった目的という面ではやはり小さな弱いのではないかというふうに思います。

ということなんだろうと思うんすけれども、私は、そういうところを持っていくまでには、大

臣が今おっしゃった目的という面ではやはり小さな弱いのではないかというふうに思います。

つまり、そういうところを持っていくまでには、大

臣が今おっしゃった目的という面ではやはり小さな弱いのではないかというふうに思います。

声があつたということは承知をいたしましたけれども、しかし、それが今回の制度、ふるさと納税と

いうものの目的たり得るのでしょうか。これは税

制を動かすわけありますから、本来もう少し明

確な目的があつてしかるべきだと思いますけれども、大臣はいかがお考えですか。

○菅国務大臣 確かに、さまざま課題があると

いうことも私は承知をいたしております。しか

し、研究会を開くというのは、やはり実現をする

ために開くわけであります。研究のための研究会

ではないというふうに私は思っています。私ども

は、議論をして、実現をできるようにしたいとい

うふうに考えております。

具体的に、今委員から御指摘をされましたけれ

ども、さまざまな問題、例えば住所地の地方公共

団体の提供するサービスに対応して負担すること

が基本的な住民税の性格の関係はどうするのだと

か、あるいは納税先の地方団体を納税義務者が自由に選択できるような仕組み、租税としての住民

税の関係だと、さまざま検討する課題がある

というふうに私ももちろん承知をしておりますけ

れども、私は、方向性としては多くの国民の皆さ

んに御理解をいただけのではないかなと思いま

す。

○西村(智)委員 いや、明確に目的は何か伺いました。

たいんですけど、そういう人たちの思いを

かねえるための制度であるということなんですか。

この間、総務省の議論の中心は、いわゆる地方

分権改革をいかにスピードで進めしていくか。

しかも、この間の三位一体改革で、かなり地方自

治体の間の地域財政力も広がってきてているとい

うふうに指摘をされておりますし、大臣もそのよう

な御認識でいらっしゃるんでしょうから、そ

うか。

いつたことについても、このふるさと納税という

ものが一定に寄与するのではないか、そういう大

臣のお考があるのではないですか、どうでしょ

うか。

○菅国務大臣 冒頭申し上げましたけれども、高

校を卒業するまでの間に、福祉とか教育などか

そういう中で、それぞの地域の中で負担をして

きている。そうしたものについて、いざ税を負担

するようになると、もともとの負担をさせたとこ

ろでなく、都会に出ていてしまう。

そういう中で、そうしたふるさとに対して税を

何らかの形で納めることができないかな、そういう

うことについては私は当然のことです、多くの国民

の理解を得られると思いますし、そしてまた、

もつと言葉ならば、今地方が非常に財政力が厳し

くなっている中で、そうした地方の活力のために

も、やはり私は意義があることではないかなとも

思っています。

○西村(智)委員 やはり私は意義があることではないかなとも

思っています。

研究会の中でどういうふうに議論がされていく

のか。これからだということなんすけれども、

例えば、今住民税を払っていない人、払えない

人、いろいろな方がいらっしゃいますよね。普通

に払っている方はいいと思います。払っていない

方のところには、恐らく、払ってください、そ

ういう督促が行くと思うんですね。住民税のうち一

割をほかの自治体に納めるということになつて、

遠く離れたところに住んでいる人がその一割払う

と言つた住民税を払っていないというときには、

一体だれがどういう形でいわゆる督促などをする

れるようなんですか、このように、住民税を納める自治体を選んで払う仕組みが存在する他の国というのは、一体あるのでしょうか。

○菅国務大臣 現時点においては承認をしておりませんけれども、研究会の中で当然そういうこと

も課題になつてくると思います。

○西村(智)委員 存在していないということであ

ります。

○菅国務大臣 あり方については今後研究会の中で議論されていくことがありますので、それでは、もともとの税制の基本的な考え方立

ち戻つて伺いたいと思うんです。

○西村(智)委員 あり方については今後研究会の中で議論されていくことがありますので、それでは、もともとの税制の基本的な考え方立

ち戻つて伺いたいと思うんです。

○菅国務大臣 いざれにしろ、研究会でこうした

ものを整理して、そして暮れの税の中で結論を出

して、当然これは地方税法の改正になるわけであ

りますから、詳細等については国会の中で法案と

して議論していく。そういう形になるだろうとい

うふうに思つています。

○西村(智)委員 あり方については今後研究会の中で議論されていくことがありますので、それでは、もともとの税制の基本的な考え方立

ち戻つて伺いたいと思うんです。

○菅国務大臣 いざれにしろ、研究会でこうした

ものを整理して、そして暮れの税の中で結論を出

して、当然これは地方税法の改正になるわけであ

りますから、詳細等については国会の中で法案と

して議論していく。そういう形になるだろうとい

うふうに思つています。

○西村(智)委員 その原則すらも研究会で検討す

るということになると、これはやはりおかしな性

れども、このふるさと納税、大臣は既に、住民

税の一割ぐらいを、別の自治体を選んでそこに納

税する仕組みだ、そういうアイデアを述べておら

るということになると、これはやはりおかしな性

れども、このふるさと納税、大臣は既に

質になるんじゃないかなと思います。つまり、ふるさと納税を実現するための研究会でいわゆる受益と負担の原則も議論するということになると、これは全部お手盛りということになりませんか。私は大いに疑問だというふうに考えております。

そういう大臣がおっしゃるように、自分が選択して、例えばこここの自治体に何がしかの志を贈りたいということであれば、私はこれは寄附金的な性格になるんじやないかなというふうに考えてあります。こういった寄附金というような仕組みでは大臣はお考えにならなかつたのでしょうか。住民税の基本的な性格を変えるおそれがあるといふことからすると、むしろ寄附金などの方でより研究を進めていった方がずっと効率的だというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○菅国務大臣 現在も、寄附金で、そうしたことには仕組みとしてあります。しかし、なかなかこのことがインセンティブとして働いていないということも事実であります。

私は、やはりわかりやすく、そして簡潔な仕組みというのが必要かなというふうに思つてこの研究会を立ち上げるということです。

いろいろな報道を見ておりますと、このふるさと納税がいわゆる地域間格差の是正にも資するというふうな、そういうふた書かれ方をしているものがあります。

その地域間格差ということについて、総務大臣とそれから財務大臣が四月の二十五日に経済財政諮問会議に連名で提出した資料があります。「地域間の財政力差の縮小について」ということで、「財政力に関する現状」で書かれておりますのは、「近年、地方法人二税の収支が急速に回復したこと等を背景に、地域間の収支の差が広がり、財政力の差が拡大する傾向」。この問題についてのことは、早急に対応すべき課題」ということで、現状

認識は一致をしているんですね。

その具体策については、いわゆる実務者会合と
いうのを設置して、そこで作業するということに
なっているんですけども、私、この一週間、二
週間の大臣の海外での発言、そしてこのふるさと
内税についても、今までとちょっと違つてきま
せん。

それで、このふるさと納税という言葉が出た瞬間から、いろいろ見ておりまして、一つどうしてもぬぐい去れない懸念が出てきたんです。それは何かといいますと、つまり、総務大臣はこの間ずっと、地方消費税の拡大ということについて前向きな発言をされてこられた。この委員会の中でも、地方消費税は偏在性の少ない税であるからというふうに答弁を下さったこと、私はよく記憶をしております。しかし、財務省の方はそれに対してずっと、もちろんでしょうが、抵抗を続けてきている。

ですが、本来、この実務者会合というところで議論されるべきテーマというのは、地方税制上の構造的な原因や論点であります。そのところに、このような、言つてみれば異質なふるさと納税というようなものが議論のテーブルにのせられたときに、本来、本質的に議論しなければならない地方税財政の議論がいわば棚上げにされて、このように、夏を目がけてなのか何なのかわかりませんけれども、極めて唐突な印象で、しかも、もう来月にはこの研究会が立ち上がるという話です。非常に急いで、議論されようとするテーマがわざわざから滑り込んできました。これはいわゆる地方分権につながる遠回りをしてしまうことになるのに、つてはまた遠回りをしてしまうことになるのです。

ではないかというふうに考えておるんですけど

も、大臣は、この間の財務省とのこういつた合意のペーパーを踏まえて、今後どのようにこの実務者会合を行っていきたいというふうに考えておられるんでしょうか。

（菅国務大臣） せひ御理解をいたさかだらんですけれども、私自身が東京の法人二税問題について言及したのは昨年のことです。そして、私自身は、大臣に就任をして以来、国と地方の税の比率、地方は仕事が六で国は四、そういう中で、税率は逆でありますから、少なくとも一対一に持つていただきたいと。それと同時に、基幹税源としては地方消費税が望ましい、このことについて私は当初から申し上げてきました。そしてまた、東京問題につきましても、先ほど申し上げましたけれども、昨年にはこのことについて私は経済財政諮問会議の中でも発言をしてきました。しかし、残念ながら、当時はマスクミもこのことについては取り上げてくれませんでした。しかし、昨今、ある

新聞のインタビューで同じことを私が発言したら大きく取り上げてくれて、そのことからさまざまなか議論が出てきたということも事実でありますけれども、このことについては私は昨年からやつてることをまず御理解いただきたいというふうに思っています。

そして、財務省、財務大臣も、この基本的な方

向、東京の法人二税については私に賛同してくれております。そのことについて、今実務者レベルで会合を開いているところであります。

そして、住民税の問題というのは、どちらかといえばこれは私ども総務省の問題になりますので、いろいろな方がいろいろなことを言つておるようですがれども、基本は、私自身はやはり、真摯に地方を思うというもの何らかの形でかなえることができないかなという、また、地方自治体の皆さんからのおっしゃった思いというものにもこたえることができないかなという発想の中で出てきましたものであります。

けれども、それは、先ほど大臣が、寄附金という

仕組みはありますけれどもちゃんと生かされていないとおっしゃいましたが、これはやはり非常に問題が多いです。

始まつたときには、一体都市部に住んでいたとのくらいの都市住民の方々がいわゆるふるさとというところに住民税割を贈るようになるのかわかりませんけれども、都市部の自治体からすれば、明らかにこれは税収の減少になるわけですね。しかし、その自治体だって、予算があるでしようから、その予算分はきちんと税収を確保しなければならない。想定していたよりも税収が少なくなつたというときに、一体これはだれが責任をとるのか。そういったことで、いわゆる住民に対する基本的なサービスが滞つたときに、国がつくった仕組み、ふるさと納税によって都市部の住民税が減つたからでは、それは国が面倒を見ますとということになるんですか。ならないですよ

ね。ですから、そういうこともいろいろ考えますと、お気持ちは非常によくわかります、また、夏に向けて急いでアイデアを出したということも非常によくわかりますが、やはりこれは性格が違うんじゃないかな。本来的な、本筋的な地方行財政、地方税制改革というところからは少し筋が違うん

私は、やはりもう一度寄附金ということについて改めて考える、もしやるのであれば考える必要があるし、また、本来的に言えば、そのような都市部に住んでいる納税者の善意に頼るのではなくて、ここはやはり国がきちんとスキームをつくるべきだというふうに思います。財政力の弱い自治体の問題というのはもう既に浮上しているわけでですから、そこをどうカバーしていくかということを筋論に戻って議論していくべきだというふうに私は考えます。

地方消費税の拡充については、まだお答えをいただいておりません。実務者会議の中で、地方消

費税の拡充について、大臣は真剣に議論されていく決意がおありますか。

○菅国務大臣 先ほど来申し上げていますけれども、基本はここにあるということを、昨年の大臣就任以来、私はありとあらゆる機会の中で実は申し上げてきているわけであります。そういう中で、法人二税の問題も、昨年から私はこれは指摘しているところなんです。

毎年毎年、これから景気上昇、私は数年間は景気はいいと思います。そういう中で、五年間で東京は今まで一・四兆円ぐらい実はふえていますから、これを全部足すと東北六県の地方税収入一・二兆円をはるかに超える分が増加をしているわけでありますから、こうしたことに私は、地方全体を所管する総務大臣として問題提起するというのには、ある意味では当然の役割だというふうに思つております。

それと同時に、ふるさと納税につきましても、これは昨年からもさまざま県知事の皆さんからも指摘をされておりまして、私自身も地方出身でありますから、私は、そうしたことをかなえることができればいいなというふうに実際思っています。地方の活性化にも必ず寄与するものというふうに私は思っています。私の選挙区は都会ですから、人口三百六十万いる横浜市でありますから、これは都会とか地方ということじゃなくて、そうしたそれぞれの地域に住んでいる一人の人間として、こうした仕組みがあつたらしいだろうとう、そうした方からも私に対して意見もいただいていますので、そうしたものを持とて実現したいということで研究会を立ち上げるということであります。

○西村(智)委員 繰り返しになってしまいますし、どうもやはり議論がかみ合わないような気がするんですねけれども。

大臣 総合的な分権に向けた地方税制改革、これをやはり進めるんだと。わき見をしている余裕はないと思います。次のいわゆる地方分権一括法的なものが今後三年間でできるということでしょ

うが、この三年間で本筋に向けての税財政改革、それが進んでいくべきだというふうに思つてはいるんですけれども、どうもふるさと納税というの

は、少しづき道にそれた、本筋から離れているような、そういうものであるようには思えてならないんですね。非常に大きなコストもかかるだろうというふうに思います。そのコストとのバランスはどうなのか、そしてまた税収が実際に減った自治体に対してはどうするのか、あるいは受益と負担の関係はどうするのか。例えば今まで十の税金を払っていた人が、今度は九の税金を払つて同じ行政サービスを受けることができるというわけですから、そこにはいわゆるコストの格差というものが生まれじてきてしまします。

こういった非常にいろいろな、さまざまな問題がありますので、ぜひここは立ちどまつてよくよが考えていただきたい。研究会では、ふるさと納税を実現するということを前提とせずに、やる、やらないという入り口のところから含めて、ぜひ議論してくださるようにお願いをして、私の質問を終わります。

○佐藤委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会

平成十九年五月十五日印刷

平成十九年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

A